

第4章 交通規制の実施基準及び道路標識等の設置基準

第1-1 通行止め

規制 実 施 基 準	規制目的	歩行者等及び車両等の通行を禁止し、交通の安全を図る。	
	根拠等	法第8条第1項	標識 301 
	対象道路	原則として次のいずれかに該当する道路 1 道路の損壊、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる道路 2 道路工事又は作業が行われ、歩行者等及び車両等の通行を禁止する必要がある道路 3 祭礼、花火、カーレース等の催物等のため、歩行者等及び車両等の通行が危険であると認められる道路	
	対 象	歩行者等及び車両等	
設 置 基 準	道 路 標 識	設置場所	歩行者等及び車両等の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端
		設置方法	1 原則として、次のいずれかの方法により、道路の中央に設置するものとする。 (1) 中央分離帯、交通島等の施設を利用して道路標識を設置する。 (2) オーバー・ヘッド方式若しくはオーバー・ハング方式又は他の工作物を利用して道路標識を設置する。 (3) (1)及び(2)以外の方法により、時間を限定して、又は臨時に規制する場合は、移動可能な簡易式の道路標識を設置する。 (4) (1)及び(2)以外の方法により、終日にわたって規制を行う場合は、緊急自動車及び警察署長の許可を受けて通行する車両の通行に支障がない道路幅員を確保した上で、道路標識を設置する。 2 1によりがたい場合は、左側の路端に設置することとし、道路幅員や交差点の形状等から道路標識を左側の路端に設置しても視認性を確保することができない場合には、右側の路端にも設置するものとする。
	道 路 標 識	留意事項	1 既存の進行方向別通行区分等の規制との整合を図ること。 2 本規制が前方で行われていることを示す必要がある場合には、道路標識「規制予告(409-A・B)」を設置すること。 3 規制区間内にこれと交差する道路がある場合において、交差する道路からの直進（通行止めとなっている道路を横切って通り抜けること。）を禁止する必要があるときは、交差する道路に対しても、本標識を設置すること。
		留意事項	

第 1 - 2 車両通行止め

規 制 実 施 基 準	規制目的	車両の通行を禁止することにより、車両の通行による交通の危険を防止し、安全かつ快適な生活環境を保持する。	
	根拠等	法第 8 条第 1 項 標識 302 	
	対象道路	原則として次のいずれかに該当する道路 1 地震、豪雨、豪雪、強風その他の事由により交通が危険であると認められる道路 2 道路工事又は作業が行われ、車両の通行を禁止する必要がある道路 3 祭礼、パレード、マラソン等の催物等が行われ、車両の通行を禁止する必要がある道路 4 車両の通行に十分な幅員がない道路又は道路構造上安全な通行ができないおそれのある道路 5 車両の通行に十分な幅員がない踏切及びその前後の道路 6 国立公園等の自然環境保全のため、特に必要と認められる道路 7 療養施設、社会福祉施設等静穏を必要とする施設が集合している地域内で、特に車両の通行を規制する必要がある道路 8 暴走行為等による交通の危険防止及び地域の静穏を確保するため必要がある道路	
	対 象	車両。ただし、特定の車両を除くことができる。	
	留意事項	1 本規制は、「歩行者用道路」と類似しているが、許可を受けて通行する車両に徐行義務が課されず、また、歩行者等について右側端通行義務や横断歩道横断義務が課されることに留意すること。 2 緊急に実施する場合を除き、原則として付近にう回路があることを前提とし、う回路が極端に長くないように配慮すること。 3 う回車両により、周辺道路に新たな交通障害を生じる場合があるので、規制の実施に当たり十分な検討を行うこと。 4 道路工事等に伴う規制については、道路法に基づく道路管理者の通行禁止、制限と調整すること。 5 国立公園等特定地域における規制については、バス等代替交通手段の確保を前提とすること。 なお、通行が禁止された車両の駐車場整備についても配慮すること。 6 暴走行為等による交通の危険防止のために実施する場合は、取締実施計画との整合を図り、原則として警察署長権限により必要最小限の期間とすること。	
設 置 基 準	道 路 標 識	設置場所	車両の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端
		設置方法	第 1 - 1 通行止めに同じ。
	留意事項	1 必要に応じて、道路標識「指定方向外進行禁止(311-A～E)」等を設置すること。 2 規制区間に一方通行規制が行われており、道路標識「車両進入禁止(303)」が設置されている場合にあつては、原則として本標識は設置しないこと。 3 本規制が前方で行われていることを示す必要がある場合には、道路標識「規制予告(409-A・B)」を設置すること。 4 本規制区間内にこれと交差する道路がある場合において、交差する道路からの直進（通行止めとなっている道路を横切って通り抜けること。）を禁止する必要があるときは、交差する道路に対しても、本標識を設置すること。	

第 1－3 二輪の自動車以外の自動車通行止め

規 制 実 施 基 準	規制目的	二輪の自動車以外の自動車の通行を禁止することにより、交通に起因する障害を防止し、交通の安全と円滑を図る。	
	根拠等	法第 8 条第 1 項	標識 304 
	対象道路	原則として次のいずれかに該当する道路 1 二輪の自動車以外の自動車の通行に十分な車道幅員がない道路又は四輪の自動車の通行による危険性の高い道路 2 幅員が十分でない踏切及びその前後の道路 3 住宅・商業地域等の地域内又はその周辺において、交通事故又は騒音、振動等の交通公害が発生するおそれのある道路	
	対 象	二輪の自動車以外の自動車	
	留意事項	1 規制の実施に当たっては、車両制限令に基づく車両の通行制限との関連について道路管理者と十分調整を行うこと。 2 原則として付近にう回路があることを前提とし、う回路が極端に長くないように配慮すること。 3 う回車両により、周辺道路に新たな交通障害を生じる場合があるので、規制の実施に当たり十分な検討を行うこと。 4 騒音、振動等の交通公害の防止を目的とする場合には、道路管理者その他関係機関との連携を密にし、これら機関が行う騒音、振動等の防止対策との調整を図ること。	
設 置 基 準	道 路	設置場所	二輪の自動車以外の自動車の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端
	標 識	設置方法	第 1－1 通行止めに同じ。
	識 別	留意事項	第 1－2 車両通行止めに同じ。

第 1 - 4 大型自動車等通行止め

規 制 実 施	規制目的	大型自動車、特定中型自動車及び大型特殊自動車（以下「大型自動車等」という。）の通行を禁止し、通行により生じる交通事故や道路の交通に起因する障害を防止し、交通の安全と円滑を図る。	
	根 拠 等	法第 8 条第 1 項	標識 305、306 
	対象道路	原則として次のいずれかに該当する道路 1 児童・幼児の通学・通園路 2 住宅地、商店街等にある歩車道の区分のない道路で、大型自動車等の通行に十分な幅員がないもの 3 住宅・商業地域等の地域内又はその周辺において、道路構造等から騒音、振動等の交通公害が発生するおそれのある道路 4 大型自動車等の通行に十分な車道幅員がない踏切及びその前後の道路 5 大型自動車等の通行が危険なカマボコ形踏切等及びその前後の道路 6 上記以外で、幹線道路の交通渋滞等を避ける車両が抜け道に利用するなどにより、交通事故が発生するおそれがあり、地域の安全を確保する必要性が特に高いと認められる道路	
	基 対 象	大型自動車等。ただし、車種を限定することができる。	
	留 意 事 項	1 規制の実施に当たっては、車両制限令に基づく車両の通行制限や重量制限、高さ制限等の規制との関連について道路管理者と十分調整を行うこと。 2 原則として付近にう回路があることを前提とし、う回路が極端に長くならないように配慮すること。 3 う回車両により、周辺道路に新たな交通障害を生じる場合があるので、規制の実施に当たり十分な検討を行うこと。 4 騒音、振動等の交通公害の防止を目的とする場合には、道路管理者その他関係機関との連携を密にし、これら機関が行う騒音、振動等の防止対策との調整を図ること。 5 大規模工事の実施、採石場やトラックターミナルの設置等が予定され、大型貨物自動車等の通行が増加することが予想される場合は、関係機関と協議し、先行的な規制を実施すること。	
設 置 基 準	道 路 標 識	設置場所	1 道路標識「大型貨物自動車等通行止め(305)」 大型貨物自動車等の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端 2 道路標識「大型乗用自動車等通行止め(306)」 大型乗用自動車等の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端
		設置方法	原則として、左側の路端に設置することとし、道路幅員や交差点の形状等から道路標識を左側の路端に設置しても視認性を確保することができない場合には、右側の路端にも設置するものとする。ただし、次の場合は道路の中央に設置できるものとする。 1 中央分離帯、交通島等の施設を利用して道路標識を設置する場合 2 オーバー・ヘッド方式若しくはオーバー・ハング方式又は他の工作物を利用して道路標識を設置する場合
	留 意 事 項		第 1 - 2 車両通行止めに同じ。

第 1－5 特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め

規 制 実 施 基 準	規制目的	特定の最大積載量以上の貨物自動車等の通行を禁止することにより、交通事故や道路の交通に起因する障害を防止し、交通の安全と円滑を図る。	
	根拠等	法第 8 条第 1 項	標識 305 の 2 及び 503-C 
	対象道路	原則として次のいずれかに該当する道路 1 歩車道の区分のない児童・幼児の通学・通園路 2 住宅地等にある歩車道の区分のない道路で、特定の最大積載量以上の貨物自動車等の通行に十分な幅員がないもの 3 住宅地域等の地域内又はその周辺において道路構造等から騒音、振動等の交通公害が発生するおそれのある道路 4 特定の最大積載量以上の貨物自動車等の通行に十分な車道幅員がない踏切及びその前後の道路 5 特定の最大積載量以上の貨物自動車等の通行が危険なカマボコ型踏切等及びその前後の道路 6 上記以外で、幹線道路の交通渋滞等を避ける車両が抜け道に利用するなどにより、地域の安全を確保する必要性が特に高いと認められる道路	
	対 象	特定の最大積載量以上の普通貨物自動車、準中型貨物自動車及び中型貨物自動車（特定中型自動車を除く。）、大型貨物自動車等	
	留意事項	1 本規制は、「大型貨物自動車等通行止め」では規制目的を達成することができない場合に実施し、規制対象となる普通貨物自動車、準中型貨物自動車及び中型貨物自動車（特定中型自動車を除く。）の最大積載量の設定は、道路状況に対応した適切なものとする。 2 最大積載量は、原則として 2 トン、3 トン及び 4 トンとし、特にやむを得ない事情がある場合に限り、1 トン又は 0.5 トン単位の端数のあるトン数とすること。 3 規制の実施に当たっては、車両制限令に基づく車両の通行制限や重量制限、高さ制限等の規制との関連について道路管理者と十分調整を行うこと。 4 原則として付近にう回路があることを前提とし、う回路が極端に長くならないように配慮すること。 5 う回車両により、周辺道路に新たな交通障害を生じる場合があるので、規制の実施に当たり十分な検討を行うこと。 6 騒音、振動等の交通公害の防止を目的とする場合には、道路管理者その他の関係機関との連携を密にし、これら機関が行う騒音、振動等の防止対策との調整を図ること。	
設 置 基 準	道	設置場所	特定の最大積載量以上の貨物自動車等の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端
	路	設置方法	第 1－4 大型自動車等通行止めに同じ。
	標 識	留意事項	1 特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止めの表示は、道路標識「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め(305の2)」に補助標識「車両の種類(503-C)」を附置して行うものとする。 2 その他の留意事項は、第 1－2 車両通行止めに同じ。

第 1－6 二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め

規 制 実 施 基 準	規制目的	二輪の自動車及び一般原動機付自転車の通行を禁止することにより、交通事故及び道路の交通に起因する障害等を防止し、交通の安全と円滑を図る。
	根拠等	法第8条第1項 標識 307 
	対象道路	原則として次のいずれかに該当する道路 1 オーバーパス、アンダーパス、トンネル等で自動車の通行が多く、かつ、十分な車道幅員がないため、二輪の自動車又は一般原動機付自転車とその他の車両との混在通行により、交通事故が発生するおそれのある道路 2 高速自動車国道等と接続しているため、総排気量0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下の原動機を有する普通自動二輪車（以下「小型二輪車」という。）及び一般原動機付自転車の通行を禁止する必要がある道路 3 カーブ又は急な坂が連続しており、二輪の自動車又は一般原動機付自転車の通行により、交通事故が発生するおそれのある道路 4 暴走行為等による交通の危険防止及び地域の静穏を確保する必要がある道路
	対 象	二輪の自動車・一般原動機付自転車
	留意事項	1 原則として付近にう回路があることを前提とし、う回路が極端に長くないように配慮すること。 2 う回車両により、周辺道路に新たな交通障害を生じる場合があるので、規制の実施に当たり十分な検討を行うこと。 3 騒音、振動等の交通公害の防止を目的とする場合には、道路管理者その他関係機関との連携を密にし、これら機関が行う騒音、振動等の防止対策との調整を図ること。 4 暴走行為等による交通の危険防止のために実施する場合は、取締実施計画との整合性を図り、原則として警察署長権限により必要最小限の実施期間とすること。
設 置 基 準	道 設置場所	二輪の自動車及び一般原動機付自転車の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における左側の路端
	路 設置方法	1 道路幅員や交差点形状等から、道路標識を左側の路端に設置しても視認性を確保することができない場合には、右側の路端にも設置するものとする。 2 小型二輪車及び一般原動機付自転車に限定する場合は、補助標識「車両の種類(503-A)」を附置することとし、その記載は「小二輪」とするものとする。
	標 識 留意事項	第1－2 車両通行止めに同じ。

第 1－7 特定小型原動機付自転車・自転車通行止め

規 制 実 施 基 準	規制目的	特定小型原動機付自転車及び自転車の通行を禁止し、交通の安全と円滑を図る。	
	根 拠 等	法第 8 条第 1 項	標識 309 
	対象道路	原則として次のいずれかに該当する道路 1 オーバーパス、アンダーパス、トンネル等で自動車の通行が多く、かつ、十分な車道幅員がないため、特定小型原動機付自転車及び自転車とその他の車両との混在通行により、交通事故が発生するおそれのある道路 2 急勾配又は屈曲等道路構造上特定小型原動機付自転車及び自転車の通行が著しく危険であると認められる道路 3 高速自動車国道等と接続しているため、特定小型原動機付自転車及び自転車の通行を禁止する必要がある道路	
	対 象	特定小型原動機付自転車及び自転車	
	留意事項	1 主として道路構造の観点から、交通事故を防止するためやむを得ない区間に限ること。 2 原則として交通の閑散な山間部の道路、特定小型原動機付自転車及び自転車の通行が極めて困難であることが明白な道路等、特定小型原動機付自転車及び自転車の通行実態のない道路では本規制を実施しないこと。 3 本規制を実施する場合は、必ず、直近にう回路を確保すること。	
設 置 基 準	道 路	設置場所	特定小型原動機付自転車及び自転車の通行を禁止する道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間若しくは場所内の必要な地点における左側の路端
		設置方法	第 1－6 二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止めに同じ。
	標 識	留意事項	1 本規制が前方で行われていることを示す必要がある場合には、道路標識「規制予告(409-A)」を設置すること。 2 通行止めの区間内にこれと交差する道路がある場合において、交差する道路からの直進(通行止めとなっている道路を横切って通り抜けること。)を禁止する必要があるときは、交差する道路に対しても、通行止めの道路標識を設置すること。

第 1－8 自転車以外の軽車両通行止め

規制 実 施 基 準	規制目的	自転車以外の軽車両の通行を禁止し、交通の安全と円滑を図る。	
	根拠等	法第 8 条第 1 項	標識 308 
	対象道路	原則として次のいずれかに該当する道路 1 オーバーパス、アンダーパス、トンネル等で自動車の通行が多く、かつ、十分な車道幅員がないため、自転車以外の軽車両とその他の車両との混在通行により、交通事故が発生するおそれのある道路 2 急勾配又は屈曲等道路構造上自転車以外の軽車両の通行が著しく危険であると認められる道路 3 高速自動車国道等と接続しているため、自転車以外の軽車両の通行を禁止する必要がある道路	
	対 象	自転車以外の軽車両	
	留意事項	1 主として道路構造の観点から、交通事故を防止するためやむを得ない区間に限ること。 2 原則として交通の閑散な山間部の道路、自転車以外の軽車両の通行が極めて困難であることが明白な道路等、自転車以外の軽車両の通行実態のない道路では本規制を実施しないこと。 3 本規制を実施する場合は、必ず、直近にう回路を確保すること。	
設 置 基 準	道 路	設置場所	自転車以外の軽車両の通行を禁止する道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間若しくは場所内の必要な地点における左側の路端
	標 識	設置方法	第 1－6 二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止めに同じ。
	識 別	留意事項	第 1－7 特定小型原動機付自転車・自転車通行止めに同じ。

第 1－9 各種通行止め

規制 実 施 基 準	規制目的	規制の対象とする車両を組み合わせる通行を禁止することにより、交通事故及び道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図る。																		
	根拠等	法第8条第1項		標識 310																
	対象道路	通行を禁止する各車両の種類に応じて、第1－3二輪の自動車以外の自動車通行止め、第1－4大型自動車等通行止め、第1－6二輪の自動車・一般原動機付自動車通行止め、第1－7特定小型原動機付自転車及び自転車通行止め又は第1－8自転車以外の軽車両通行止めに同じ。																		
	対象	車両。ただし特定の車両を除くことができる。																		
	留意事項	通行を禁止する各車両の種類に応じて、第1－3二輪の自動車以外の自動車通行止め、第1－4大型自動車等通行止め、第1－6二輪の自動車・一般原動機付自動車通行止め、第1－7特定小型原動機付自転車及び自転車通行止め又は第1－8自転車以外の軽車両通行止めに同じ。																		
設 道 置 路 基 標 準	留意事項	設置場所	標示板の記号によって表示される車両の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端																	
		設置方法	通行を禁止する各車両の種類に応じて、第1－3二輪の自動車以外の自動車通行止め、第1－4大型自動車等通行止め、第1－6二輪の自動車・一般原動機付自動車通行止め、第1－7特定小型原動機付自転車及び自転車通行止め又は第1－8自転車以外の軽車両通行止めに同じ。																	
		1 本規制を実施する場合は、道路標識「二輪の自動車以外の自動車通行止め(304)」、「大型貨物自動車等通行止め(305)」、「大型乗用自動車等通行止め(306)」、「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め(307)」、「自転車以外の軽車両通行止め(308)」及び「特定小型原動機付自転車及び自転車通行止め(309)」を表示する規制標識に係る図示の記号を組み合わせるものとする（図例参照）。 2 その他の留意事項は、通行を禁止する各車両の種類に応じて、第1－3二輪の自動車以外の自動車通行止め、第1－4大型自動車等通行止め、第1－6二輪の自動車・一般原動機付自動車通行止め又は第1－7特定小型原動機付自転車及び自転車通行止めに同じ。																		
		図例 道路標識「車両（組合せ）通行止め(310)」の用い方																		
		<table><tr><th>規制の種類</th><th>組み合わせる車両の種類</th><th>組み合わせられた標示板の図柄</th></tr><tr><td>大型自動車等通行止め</td><td>①大型貨物自動車等 ②大型乗用自動車等</td><td></td></tr><tr><td>二輪車等通行止め</td><td>①二輪の自動車、一般原動機付自転車 ②特定小型原動機付自転車及び自転車</td><td></td></tr><tr><td>自動車・一般原動機付自転車通行止め</td><td>①二輪の自動車以外の自動車 ②二輪の自動車、一般原動機付自転車</td><td></td></tr><tr><td>二輪以外の車両通行止め</td><td>①二輪の自動車以外の自動車 ②自転車以外の軽車両</td><td></td></tr><tr><td>軽車両等通行止め</td><td>①自転車以外の軽車両 ②特定小型原動機付自転車及び自転車</td><td></td></tr></table>			規制の種類	組み合わせる車両の種類	組み合わせられた標示板の図柄	大型自動車等通行止め	①大型貨物自動車等 ②大型乗用自動車等		二輪車等通行止め	①二輪の自動車、一般原動機付自転車 ②特定小型原動機付自転車及び自転車		自動車・一般原動機付自転車通行止め	①二輪の自動車以外の自動車 ②二輪の自動車、一般原動機付自転車		二輪以外の車両通行止め	①二輪の自動車以外の自動車 ②自転車以外の軽車両		軽車両等通行止め
規制の種類	組み合わせる車両の種類	組み合わせられた標示板の図柄																		
大型自動車等通行止め	①大型貨物自動車等 ②大型乗用自動車等																			
二輪車等通行止め	①二輪の自動車、一般原動機付自転車 ②特定小型原動機付自転車及び自転車																			
自動車・一般原動機付自転車通行止め	①二輪の自動車以外の自動車 ②二輪の自動車、一般原動機付自転車																			
二輪以外の車両通行止め	①二輪の自動車以外の自動車 ②自転車以外の軽車両																			
軽車両等通行止め	①自転車以外の軽車両 ②特定小型原動機付自転車及び自転車																			

第 1－10 路線バス等以外の車両通行止め（路線バス等専用道路）

規 制 実 施 基 準	規制目的		路線バス等専用道路は、道路運送法第 9 条第 1 項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者による同法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（以下「路線バス」という。）及び法 71 条第 2 号の 3 に規定する通学通園バス（以下「通学通園バス」という。）（以下「路線バス等」という。）以外の自動車の通行を禁止し、大量公共輸送機関である路線バス等の定時、定速走行を確保することにより、マイカー利用者の路線バス等の利用への転換を促進し、都市における自動車交通量の抑制を図る。
	根 拠 等		法第 8 条第 1 項 標識 302 
	対象道路		原則として次のいずれかに該当する道路 1 住宅地域等から駅又はバスターミナルに通じる路線バス等の多い道路で、路線バス等の正常な運行が著しく阻害されているもの（原則として道路の片側部分） 2 片側 1 車線のため、路線バス等を対象とする専用通行帯等の設置が困難で、かつ、路線バス等の正常な運行が著しく阻害されている道路 3 駅又はバスターミナル付近において路線バス等が集中し、路線バス等以外の自動車の通行を排除することが地域の交通管理上有効であると認められる道路 4 高速自動車国道等に設置された路線バスのための専用道路
	対 象		原則として路線バス等以外の車両
	留意事項		1 本規制は、他の交通に与える影響が大きいことから路線バス等の運行状況、地域の道路状況から特に必要と認める道路において、必要な日時等を指定して実施すること。 2 原則として付近にう回路があることを前提とし、う回路が極端に長くなるようなことがないように配慮すること。 3 う回車両により、周辺道路に新たな交通障害を生じる場合があるので、規制の実施に当たり十分な検討を行うこと。 4 道路管理者、地方運輸局（運輸支局等）、バス事業者等と連絡を密にし、路線バスの増便、運行時間の延長、運行経路の延伸、バス停留所の位置の見直し等、バス利用者の利便の向上策と併せて実施すること。
設 置 基 準	道 路 標 識	設置場所	路線バス等以外の車両の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端
		設置方法	1 道路標識「車両通行止め(302)」に補助標識「車両の種類(503-A)」を附置することとし、その記載は、「路線バスを除く」、「通学通園バスを除く」、「路線バス・通学通園バスを除く」とするものとする。 2 その他の設置方法については、第 1－2 車両通行止めに同じ。
	留意事項		第 1－2 車両通行止めに同じ。

第 1－11 歩行者等通行止め

規 制 実 施 基 準	規制目的	歩行者等の通行を禁止することにより、交通の安全と円滑を図る。	
	根拠等	法第 8 条第 1 項	標識 331 
	対象道路	原則として次のいずれかに該当する道路 1 オーバーパス、アンダーパス、トンネル等で自動車の通行が多く、歩行者等と車両の混在通行により、交通事故が発生するおそれのある道路（歩道の整備された道路を除く。） 2 道路工事又は作業のため、歩行者等の通行を禁止する必要がある道路 3 高速自動車国道等と接続しているため、歩行者等の通行を禁止する必要がある道路	
	対 象	歩行者等	
	留意事項	1 主として道路構造の観点から、交通事故を防止するためやむを得ない区間に限ること。 2 本規制を実施する場合は、必ず、直近にう回路を確保すること。	
設 置 基 準	道 路	設置場所	歩行者等の通行を禁止する道路の区間又は場所の前面における路端又は歩道の中央
	標 識	設置方法	歩道の中央に設置する場合以外は、歩行者の動線を考慮して視認性の確保できる路端に設置するものとする。
	識 別	留意事項	第 1－7 特定小型原動機付自転車及び自転車通行止めに同じ。

第 1-12 大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止

規 制 実 施 基 準	規制目的	大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）（以下「自動二輪車」という。）の通行につき、運転者以外の者を乗車させて行うことを禁止することにより交通の安全と円滑を図る。
	根拠等	法第 8 条第 1 項 標識 310 の 2 
	対象道路	自動二輪車による交通事故の発生状況、道路構造、交通量、自然環境等から、二人乗りの自動二輪車による交通事故が発生するおそれが高いと認められる道路
	対 象	運転者以外の者を乗車させた自動二輪車
	留意事項	1 原則として付近にう回路を確保することとし、う回路が極端に長くないように配慮すること。 2 高速自動車国道等において本規制を実施する場合は、原則としてインターチェンジ又はジャンクションを始点及び終点とすること。
設 置 基 準	道 設置場所	自動二輪車の通行につき、運転者以外の者を乗車させて行うことを禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における左側の路端
	路 設置方法	1 高速自動車国道等の本線車道においては、原則としてオーバー・ヘッド方式又オーバー・ハング方式によるものとするが、道路の状況等によりこれによりがたい場合は、その他の方式（歩道橋、高架橋等に共架）によることができる。 2 道路幅員や交差点形状等から、道路標識を左側の路端に設置しても視認性を確保することができない場合には、右側の路端にも設置するものとする。
	標 識	留意事項
		本規制が前方で行われていることを示す必要がある場合には、道路標識「規制予告 (409-A・B)」を設置すること。

第 1-13 タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め

規 制 実 施 基 準	規制目的	タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止することにより、大雪時の車両滞留や交通事故の発生を防止し、交通の安全と円滑を図る。	
	根拠等	法第 8 条第 1 項	標識 310 の 3 
	対象道路	原則として次のいずれにも該当する道路 1 相当の勾配を有する道路 2 始点及び終点にタイヤチェーンの着脱が可能な施設等が確保されている道路 3 路面の凍結等により交通が危険であると認められる道路	
	対 象	タイヤチェーンを取り付けていない車両	
	留意事項	1 道路管理者が本規制を実施することについて、道路法第 95 条の 2 の規定等による意見聴取等を含め、事前の調整を受けた道路の区間については、降雪の範囲が広域にわたるおそれを考慮して、隣接都府県警察と十分に調整を行い、広域的な回路について検討した上で、交通管理上必要な意見を述べること。 2 実際の気象や道路、交通の状況等を踏まえ、「車両通行止め」を実施した方が交通障害の未然防止に資する可能性があることを考慮し、適切な規制を選択するとともに、優先的に除雪を行うべき路線の除雪を道路管理者に強く要請するなど、適切に対応すること。 3 道路管理者による通行の制限が行われるまでの間、規制を実施する場合においては、関係機関と連携し、通行を制限するための確実な措置を講じること。 4 規制の実施に当たっては、テレビ、ラジオ等において、夜間帯や広域的に行う場合も含め、規制を実施する場所やタイヤチェーン装着の必要性について早期の事前広報を確実に実施し、その周知を徹底すること。この場合において、道路管理者と連携を密にし、必要な措置を講じること。	
設 置 基 準	道 路	設置場所	タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端
	標 識	設置方法	第 1-4 大型自動車等通行止めに同じ。
	識	留意事項	第 1-2 車両通行止めに同じ。

第 1－14 特定小型原動機付自転車・自転車用道路

規 制 実 施 基 準	規制目的	特定小型原動機付自転車及び自転車（これらの車両で法第17条第3項の規定により自転車道を通行してはならないものを除く。以下この項において同じ。）以外の車両及び歩行者等の通行を禁止し、特定小型原動機付自転車及び自転車の安全かつ円滑な通行を確保する。	
	根拠等	法第8条第1項	標識 325の2 
	対象道路	原則として、サイクリングロードを設定すべき道路	
	対 象	特定小型原動機付自転車及び自転車以外の車両及び歩行者等	
	留意事項	1 本規制は、道路法第48条の13第1項の規定により道路管理者が指定する「自転車専用道路」とは異なることに留意すること。 2 本規制を実施する場合は、必ず、直近にう回路を確保すること。また、特定小型原動機付自転車及び自転車を除く車両については、原則として付近にう回路があることを前提とし、う回路が極端に長くなるようなことがないように配慮すること。 3 う回車両により、周辺道路に新たな交通障害を生じる場合があるので、規制の実施に当たり十分な検討を行うこと。 4 違反車両の進入による交通事故を防止するため、必要により、規制区間の始点及び終点並びに区間内の必要な地点に、進入防止柵等が設置されるように努めること。 5 急勾配や路外転落等のおそれがある危険な道路の区間については、道路の改築や安全施設の整備を前提として実施すること。	
設 置 基 準	道 路 標 識	設置場所	特定小型原動機付自転車及び自転車以外の車両及び歩行者等の通行を禁止する道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間若しくは場所内の必要な地点
		設置方法	第1－1 通行止めに同じ。
		留意事項	第1－2 車両通行止めに同じ。

第 1－15 特定小型原動機付自転車・自転車及び歩行者用道路

規制 実 施 基 準	規制目的	特定小型原動機付自転車及び自転車（これらの車両で法第17条第3項の規定により自転車道を通行してはならないものを除く。以下この項において同じ。）以外の車両の通行を禁止し、特定小型原動機付自転車、自転車及び歩行者の安全な通行を確保する。	
	根拠等	法第8条第1項	標識 325の3 
	対象道路	生活道路、通学路等で、特定小型原動機付自転車、自転車及び歩行者の安全で円滑な通行を確保する必要性の高い道路	
	対象	特定小型原動機付自転車及び自転車以外の車両	
	留意事項	1 本規制は、道路法第48条の13第2項の規定により、道路管理者が指定する「自転車歩行者専用道路」とは異なることに留意すること。 2 本規制は、「歩行者用道路」と類似しているが、特定小型原動機付自転車、自転車及び許可を受けて通行する車両に法第9条の「特に歩行者に注意して徐行」する義務が課されず、また、歩行者等について右側端通行義務や横断歩道横断義務等が課されることに留意すること。 3 原則として付近にう回路があることを前提とし、う回路が極端に長くなるようなことがないように配慮すること。 4 う回車両により、周辺道路に新たな交通障害を生じる場合があるので、規制の実施に当たり十分な検討を行うこと。 5 違反車両の進入による交通事故を防止するため、必要により、規制区間の始点及び終点並びに区間内の必要な地点に、進入防止柵等が設置されるように努めること。 6 日時を限定して規制を実施する場合は、関係者の意見を聴取するとともに、車両又は歩行者の通行状況を調査し実態に適合させること。	
設置 基 準	道	設置場所	特定小型原動機付自転車及び自転車以外の車両の通行を禁止する道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間若しくは場所内の必要な地点
	路	設置方法	第1－1 通行止めに同じ。
	標識	留意事項	第1－2 車両通行止めに同じ。

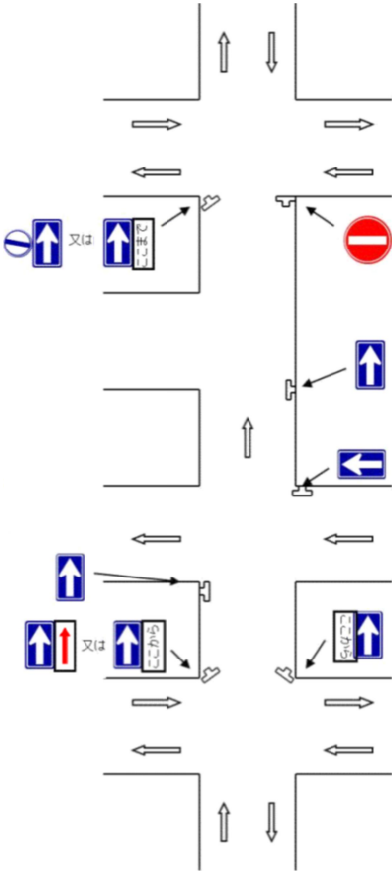
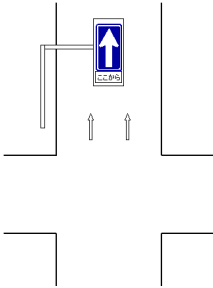
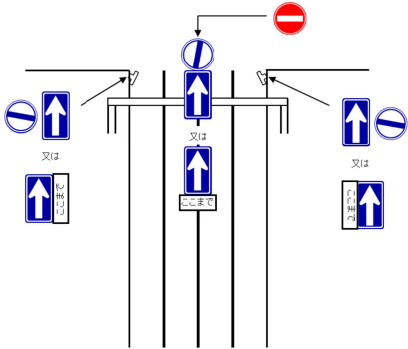
第 1－16 歩行者用道路

規 制 実 施 基 準	規制目的	車両の通行を禁止し、併せて歩行者の通行方法に関する制限を解除することにより、歩行者の安全と良好な生活環境を確保する。	
	根拠等	法第 8 条第 1 項、第 9 条	標識 325 の 4 
	対象道路	原則として次のいずれかに該当する道路 1 次のいずれかに該当し、十分な幅員を有する歩道又は路側帯がない生活道路 (1) 車両の通行により歩行者の安全が確保できないおそれのある商店街等の道路 (2) 通学、通園、通勤、買物、レクリエーション、散策等を目的とする歩行者の通行が多い道路 (3) 病院、公園その他公共施設の付近で歩行者の通行が多い道路 (4) 福祉施設等付近で高齢者、身体障害者等の通行が多い道路 2 普段の通行には十分な幅員を有する歩道又は路側帯があるが、日曜、休日等には、買物、散策等のため大量の歩行者が集中し、車道にあふれるなど交通混雑が著しくなる道路 3 歩行者の通行が多い公園内、観光地等の道路（管理権に基づく規制場所を除く。） 4 祭礼、各種イベント等が行われる道路	
	対 象	車両	
	留意事項	1 本規制は、道路法第 48 条の 13 第 3 項の規定により、道路管理者が指定する「歩行者専用道路」と異なることに留意すること。 2 本規制は、「特定小型原動機付自転車・自転車及び歩行者用道路」と類似しているが、許可を受けて通行する車両に徐行義務が課され、歩行者等について右側端通行義務や横断歩道横断義務等が課されないことに留意すること。 3 原則として付近にう回路があることを前提とし、う回路が極端に長くなるようなことがないように配慮すること。 4 う回車両により、周辺道路に新たな交通障害を生じる場合があるので、規制の実施に当たり十分な検討を行うこと。 5 違反車両の進入による交通事故を防止するため、必要により、規制区間の始点及び終点並びに区間内の必要な地点に、進入防止柵等が設置されるように努めること。また、関係者の協力による監視活動の実施についても配慮すること。 6 日時を限定して行う場合は、関係者の意見を聴取するとともに、車両又は歩行者の通行状況を調査し実態に適合させること。	
設 置 基 準	道	設置場所	車両の通行を禁止する区域、道路の区間又は場所の前面及び区域、道路の区間又は場所内の必要な地点
	路	設置方法	1 特定小型原動機付自転車及び普通自転車に徐行義務を課した上で通行させる場合には、本標識に補助標識「車両の種類 (503-A)」を附置することとし、その記載は「自転車を除く」又は「自転車は通行可」とし、新設又は更新する場合は「自転車は通行可」とする。 2 その他の設置方法は、第 1－1 通行止めに同じ。
	標 識	留意事項	第 1－2 車両通行止めに同じ。

第 2 - 1 一方通行

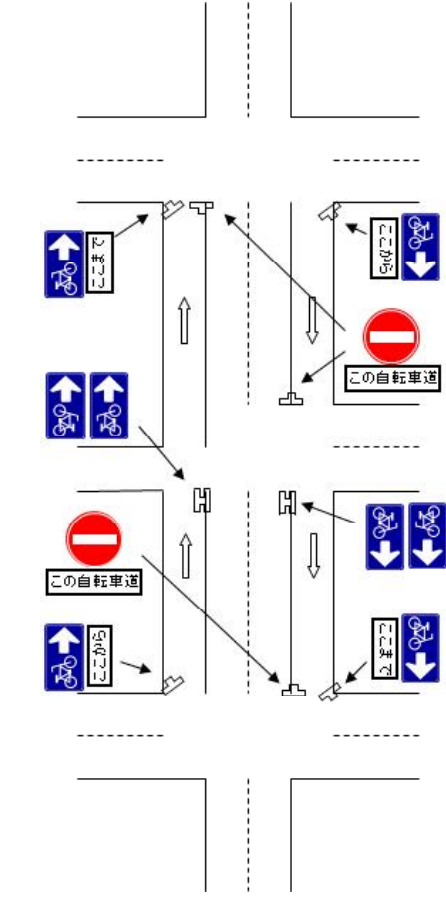
規制 実 施 基 準	規制目的	車両の相互通行に伴う複雑、危険な交通状態を単純化して交通容量を増大させ、交通の安全と円滑を図る。										
	根拠等	法第8条第1項 標識 326-A・B、303	 									
	対象道路	原則として次のいずれかに該当する道路 1 交差点における交通流の整序化、単純化、安定化を図る必要性が特に高い都市部の幹線道路等 2 車両の相互通行に十分な車道幅員がなく、安全と円滑を確保するため必要がある道路 3 変則又は多岐の交差点と接続し信号処理上交通流を単純化するため必要がある道路 4 一定方向への交通量が著しく多く、交通の円滑を図るため必要がある道路 5 通過交通を排除するため必要がある生活道路 6 相互通行が困難な踏切及びその前後の道路 7 側道、副道、ロータリー等道路構造が特殊で、相互通行が困難又は円滑な交通流の確保が必要な道路 8 高速自動車国道等の流出入口										
	対象	車両										
	留意事項	1 歩行者、自転車等の通行の安全を確保するため、必要に応じて大型自動車等通行止め、最高速度規制、路側帯や歩道の設置等の安全対策を併せて実施すること。 2 原則として付近にう回路があることを前提とし、う回路が極端に長くないように配慮すること。 3 う回車両により、周辺道路に新たな交通障害を生じる場合があるので、規制の実施に当たり十分な検討を行うこと。 4 平行する道路の双方を一方通行にする場合は、方向別の組み合わせを十分考慮し、地域内の交通に必要以上の影響を与えることのないよう配慮すること。 5 幹線道路等における一方通行規制の実施に当たっては、信号機の高度化、系統化及び道路標識の大型化等について配慮するとともに、交差点において車両通行帯、進行方向別通行区分及び進路変更禁止規制を実施し、交通の整序化を図ること。 6 交差する道路においては、必要に応じて指定方向外進行禁止規制を実施するなどの措置を講じること。 7 踏切における本規制の実施に当たっては、踏切前後の区間を含めて行うこと。 8 側道等において実施する場合は、道路構造等により交通事故防止のためやむを得ない区間に限って実施すること。ただし、道路構造令第2条第11号に規定する副道については、一方通行規制を実施すること。 9 一方通行規制を行う場合の道路幅員別の基準は、原則として次表のとおりとする。 <table><tr><th>道路幅員</th><th>基準</th></tr><tr><td>5.5m以上</td><td>1 交通容量に見合う平行したう回路を直近に確保すること。 2 車道の両側に歩道又は路側帯を設置すること。</td></tr><tr><td>5m以上 5.5m未満</td><td>1 車道部分3.5m以上確保し両側に歩道又は路側帯を設置すること。 2 一方通行規制を行うことができない場合は、大型自動車等の通行を禁止するなど、車両の相互通行に支障がないように措置をとること。</td></tr><tr><td>4m以上 5m未満</td><td>1 大型自動車等の通行を禁止して実施する場合は、車道部分を3m以上確保し、歩道又は路側帯を設置すること。 2 大型自動車等の通行を禁止できない場合は、車道部分を3.25m以上確保し、歩道又は路側帯を設置すること。</td></tr><tr><td>4m未満</td><td>原則として大型自動車等の通行を禁止して実施すること。</td></tr></table>		道路幅員	基準	5.5m以上	1 交通容量に見合う平行したう回路を直近に確保すること。 2 車道の両側に歩道又は路側帯を設置すること。	5m以上 5.5m未満	1 車道部分3.5m以上確保し両側に歩道又は路側帯を設置すること。 2 一方通行規制を行うことができない場合は、大型自動車等の通行を禁止するなど、車両の相互通行に支障がないように措置をとること。	4m以上 5m未満	1 大型自動車等の通行を禁止して実施する場合は、車道部分を3m以上確保し、歩道又は路側帯を設置すること。 2 大型自動車等の通行を禁止できない場合は、車道部分を3.25m以上確保し、歩道又は路側帯を設置すること。	4m未満
道路幅員	基準											
5.5m以上	1 交通容量に見合う平行したう回路を直近に確保すること。 2 車道の両側に歩道又は路側帯を設置すること。											
5m以上 5.5m未満	1 車道部分3.5m以上確保し両側に歩道又は路側帯を設置すること。 2 一方通行規制を行うことができない場合は、大型自動車等の通行を禁止するなど、車両の相互通行に支障がないように措置をとること。											
4m以上 5m未満	1 大型自動車等の通行を禁止して実施する場合は、車道部分を3m以上確保し、歩道又は路側帯を設置すること。 2 大型自動車等の通行を禁止できない場合は、車道部分を3.25m以上確保し、歩道又は路側帯を設置すること。											
4m未満	原則として大型自動車等の通行を禁止して実施すること。											

設 置 基 準	道 路 標 識	設置場所	1 道路標識「一方通行(326-A・B)」 一定の方向にする車両の通行を禁止する道路の区間の入口及び道路の区間内の必要な地点における路端 2 道路標識「車両進入禁止(303)」 車両の進入を禁止する地点における左側の路端
		設置方法	1 道路標識「一方通行(326-A・B)」 (1) 入口 ア 一方通行路の入口片側の路端に、道路標識「一方通行(326-A)」を設置するものとする。ただし、広幅員道路等で視認性を確保することができない場合は、左右の路端に設置するものとし、必要に応じて拡大板又は両面式を用いることができる。 左側の路端に設置する場合は、補助標識「始まり(505-A・B)」を附置し、右側の路端に設置する場合は、補助標識「始まり(505-B)」を附置するものとする（図例(1)参照）。 イ 可変標識を用いる場合又は道路交通の状況により道路標識「一方通行(326-A)」では一方通行路の入口が分かりにくい場合は道路標識「一方通行(326-B)」に補助標識「始まり(505-B)」を附置した始点標識を用いるものとし、必要に応じてオーバー・ハング方式又はオーバー・ヘッド方式によるものとする（図例(2)、(3)参照）。 (2) 出口 一方通行路の出口の手前左側の路端に、道路標識「一方通行(326-A・B)」に補助標識「終わり(507-B・C)」を附置した終点標識を設置するものとする。また、必要に応じてこれらの終点標識を左右の路端に設置し、又はオーバー・ハング方式若しくはオーバー・ヘッド方式によるものとする（図例(1)、(3)参照）。 (3) 交差点 一方通行路の区間内にこれと交差する道路がある場合は、交差する道路から見やすい場所に道路標識「一方通行(326-A)」を設置するものとする。 ただし、交差道路に指定方向外進行禁止等の規制により本規制の状況が明らかな場合は、区間内標識を省略することができる。 2 道路標識「車両進入禁止(303)」 (1) 原則として一方通行路の出口の左側の路端に車両の進入が禁止された方向に向けて道路標識「車両進入禁止(303)」を設置するものとする（図例(1)参照）。 また、必要に応じて当該道路標識を左右の路端に設置し、又は曲板若しくはオーバー・ハング方式又はオーバー・ヘッド方式によるものとする（図例(3)参照）。 (2) 一方通行路の区間内の交差点においても、左側の路端に車両の進入が禁止された方向に向けて道路標識「車両進入禁止(303)」を設置することができる。 また、幅員が広い道路と交差する場合には、原則として曲板又はオーバー・ハング方式若しくはオーバー・ヘッド方式によるものとする。 3 標示板の省略 (1) 道路標示等により相互通行区間になることが明らかな場合や丁字路等の道路状況等から本規制の終点が明らかで、かつ、道路標識「車両進入禁止(303)」の視認性が十分にある場合は、終点標識を省略することができる。 (2) 丁字路等の道路状況により本規制の始点、終点が明らかな場合は、補助標識（始まり、終わり）を省略することができる。 (3) 道路標識「車両進入禁止(303)」に附置された補助標識の視認性が十分にある場合は、終点標識に附置する補助標識（「終わり(507-B・C)」を除く。）を省略することができる。

設置基準	道路標識	設置方法	図例(1) 道路標識の設置例  図例(2) 可変標識を用いる場合  図例(3) 広幅員道路の設置例 
		留意事項	一方通行路に車両に対する法第8条に基づく他の規制が実施されている場合に、一方通行路の出口の標識は、原則として道路標識「車両進入禁止(303)」のみを設置し、当該規制に係る道路標識は設置しないこと。

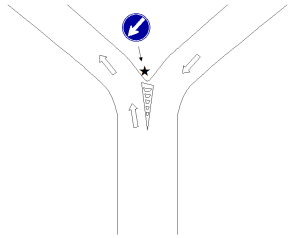
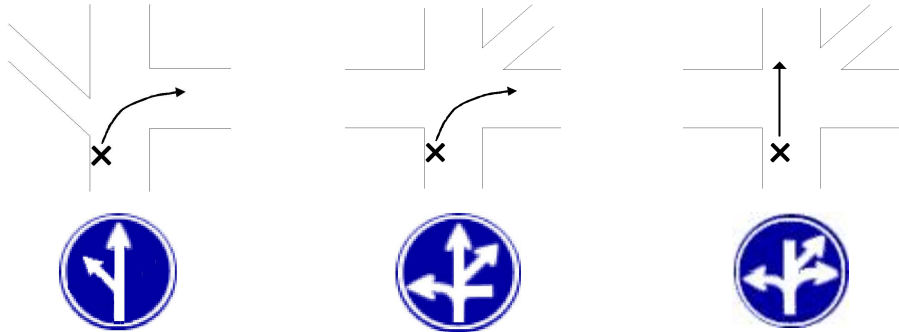
第 2 - 2 特定小型原動機付自転車・自転車一方通行

規 制 実 施 基 準	規制目的	特定小型原動機付自転車又は自転車の相互通行に伴う複雑、危険な交通状態を単純化し、交通の安全と円滑を図る。
	根拠等	法第 8 条第 1 項 標識 326 の 2 - A ・ B 、 303  
	対象道路	原則として、特定小型原動機付自転車又は自転車の交通量が多く、特定小型原動機付自転車又は自転車の相互通行による交錯のため交通事故が発生する危険性が認められ、交通の秩序化を図る必要がある自転車道
	対 象	特定小型原動機付自転車及び自転車
	留意事項	1 特定小型原動機付自転車又は自転車の相互通行に支障があり、安全と円滑を確保するため必要がある自転車道においては、本規制の実施を検討すること。 2 自転車道が設置されている場合、原則として普通自転車は自転車道を通行しなければならないため、自転車道が片側のみに整備されている区間においては、原則として本規制を実施しないこと。 3 本規制を実施する場合は、交通実態、沿道状況、特定小型原動機付自転車及び自転車の利用者等の意見を踏まえ、必要と認められる場合に本規制の実施を検討すること。 4 本規制を実施する場合は、関係機関と連携して街頭指導を行うなど、特定小型原動機付自転車及び自転車の利用者に通行方法の周知を図ること。
設 置 基 準	設置場所	1 道路標識「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行（326 の 2 - A ・ B）」 一定の方向にする特定小型原動機付自転車及び自転車の通行を禁止する歩道又は自転車道の区間の入口及び歩道又は自転車道の区間内の必要な地点における路端 2 道路標識「車両進入禁止（303）」 車両の進入を禁止する地点における左側の路端
	設置方法	1 道路標識「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行（326 の 2 - A ・ B）」 (1) 入口 ア 一方通行路の入口の路端に、道路標識「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行（326 の 2 - A）」に補助標識「始まり（505 - B）」を附置した始点標識を設置するものとし、必要に応じて両面式を用いるものとする。 イ 道路交通の状況により道路標識「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行（326 の 2 - A）」では一方通行路の入口が分かりにくい場合は道路標識「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行（326 の 2 - B）」に補助標識「始まり（505 - B）」を附置した始点標識を用いるものとし、必要に応じてオーバー・ハング方式等によるものとする。 (2) 出口 一方通行路の出口の路端に、道路標識「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行（326 の 2 - A ・ B）」に補助標識「終わり（507 - B）」を附置した終点標識を設置するものとし、道路標識「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行（326 の 2 - B）」を設置する場合は、必要に応じてオーバー・ハング方式等によるものとする。 (3) 交差点 一方通行路の区間内にこれと交差する道路がある場合は、交差する道路から見やすい場所に道路標識「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行（326 の 2 - A）」を設置するものとし、必要に応じて両面式を用いるものとする。 2 道路標識「車両進入禁止（303）」 (1) 原則として一方通行路の出口の左側の路端に特定小型原動機付自転車及び自転車の進入が禁止された方向に向けて、補助標識「この自転車道」を附置した道路標識「車両進入禁止（303）」を設置するものとし、必要に応じてオーバー・ハング方式等によるものとする。 (2) 一方通行路の区間内の交差点においても、左側の路端に特定小型原動機付自転車及び自転車の進入が禁止された方向に向けて補助標識「この自転車道」を附置した道路標識「車両進入禁止（303）」を設置することができる。 3 標識板の省略

設置基準 道路標識		丁字路等の道路状況により本規制の始点、終点が明らかな場合は、補助標識（始まり、終わり）を省略することができる。 図例 
	留意事項	本規制を実施する区間においては、道路標識「特定小型原動機付自転車・自転車専用（325の2）」が、特定小型原動機付自転車及び自転車の進入が禁止された方向に向けて設置されないようにすること。

第3 指定方向外進行禁止

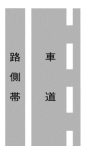
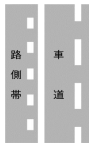
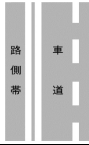
規 制 実 施 基 準	規制目的	交差点において特定方向以外の方向への車両の進行を禁止することにより、交通の安全と円滑を図る。
	根拠等	法第8条第1項 標識 311-A～F 
	対象道路	原則として次のいずれかに該当する交差点 1 一方通行規制の終点若しくは区間内又は車両通行止め規制の始点若しくは区間内の交差点 2 本線車線と流入路との接続地点 3 幹線道路等で右折専用通行帯が設置できないため、右折車による交通渋滞の著しい交差点 4 幹線道路等と裏通りが交差し、交通整理が行われていないため、裏通りから直進又は右折して交差点に進入する車両の危険性が高い交差点 5 カーブ、坂の頂上付近等にある見通しがきかない交差点又は踏切に近接した交差点 6 1から5までのほか、道路構造、交差点の形状、交通の状況等を勘案して必要と認められる交差点
	対象	車両。ただし、車両を限定することができる。
	留意事項	1 本規制により、右折、左折等を禁止された車両が他の交差点に集中するなど、周辺において新たな交通障害が生じることがないように留意すること。 2 日、時間を限定して行う場合は、必要に応じて可変標識を活用し、規制内容が容易に理解できるようにすること。 3 関連規制として実施する場合においても、必ず意思決定を行うこと。 4 次の場合は、原則として指定方向外進行禁止を実施しないこととする。 (1) 進行方向別通行区分等の規制により進行すべき方向が定められている場合 (2) (1)のほか、通常の注意を払えば他の標識等により進行が禁止されていることが明らかな場合 5 同一の方向に向かう車線を区分している分離帯等の開口部において、進路変更の防止目的として、本規制を実施しないこと。
設 置 基 準	設置場所	車両の進行を禁止する交差点の手前における左側の路端若しくは中央分離帯若しくは当該交差点に係る信号機（車両に対面するものに限る。）の設置場所又は車両の進行を禁止する場所の前面
	道路標識 設置方法	1 道路標識「指定方向外進行禁止(311-A～F)」の設置は、次によるものとする。 (1) 車両の進行を禁止する交差点の手前における左側の路端又は当該交差点に係る信号機（車両に対面するものに限る。）の設置場所に道路標識「指定方向外進行禁止(311-A～E)」を設置するものとする。また、特に視認性を高める必要があるときは、オーバー・ハング方式又は他の工作物等を利用して設置するものとする。 (2) 車両の通行を禁止する場所の前面（分岐点の突端、障害物の前面等）に道路標識「指定方向外進行禁止(311-F)」を設置するものとする（図例(1)参照）。 (3) 3以上の車両通行帯が指定されている交差点において、右折禁止の規制を行う場合には、交差点の手前における中央分離帯（一方通行路にあつては、交差点の手前における右側の路端）にも設置することができる。 2 標識令別表第二に規定する道路標識「指定方向外進行禁止(311-A～E)」の標示板の記号は例示であり、道路の具体的な状況に応じた進行方向に示すことができ、また、必要がある場合は矢印の幅をそれぞれ変えることができる。 なお、標示板に表示する進行方向の数は原則として3までとし、道路の状況により必要があり、かつ、表示板の内容の識別が可能な場合は、表示する進行方向の数を4までとすることができる（図例(2)参照）。

設置基準	道路標識	設置方法	図例(1) 車両の通行を禁止する場所の前面に設置する場合  図例(2) 標示板の表示の方法 
		留意事項	道路管理者の設置する案内標識との整合を図ること。

第4 重量制限及び高さ制限

規 制 実 施 基 準	規制目的	一定の重量を超える総重量又は一定の高さを超える高さの車両の通行を禁止することにより、交通事故及び道路の交通に起因する障害を防止する。	
	根拠等	法第8条第1項	標識 重量制限 320、高さ制限 321  
	対象道路	道路法第2条第1項に規定する道路以外の道路で、道路構造上、一定の重量又は高さを超える車両の通行が危険であると認められるトンネル、陸橋等	
	対象	一定の重量又は高さを超える車両	
	留意事項	1 道路の管理者の要請に基づき実施すること。 2 道路の管理者と連携し、通行の禁止のための確実な措置を講じること。 3 規制予告を設置するなどの対策を実施すること。	
設 置 基 準	道路	設置場所	1 道路標識「重量制限(320)」 標示板に表示される重量を超える総重量の車両の通行を禁止する道路の区間又は場所の前面における左側の路端 2 道路標識「高さ制限(321)」 標示板に表示される高さを超える高さ（積載した貨物の高さを含む。）の車両の通行を禁止する道路の区間の前面における左側の路端
	標識	設置方法	原則として左の路端に設置することとし、視認性を高める必要がある場合は、規制に係る陸橋、高架橋等にも設置するものとする。
	識	留意事項	1 本規制が前方で行われていることを示す必要がある場合には、道路標識「規制予告(409-A・B)」を設置すること。 2 危険防止のため、道路標識の設置場所（規制予告を含む。）付近に門構等の設置を道路の管理者に要請すること。

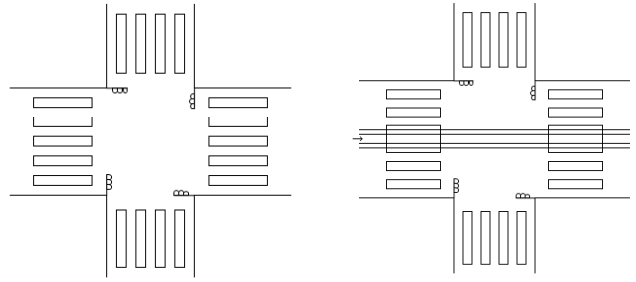
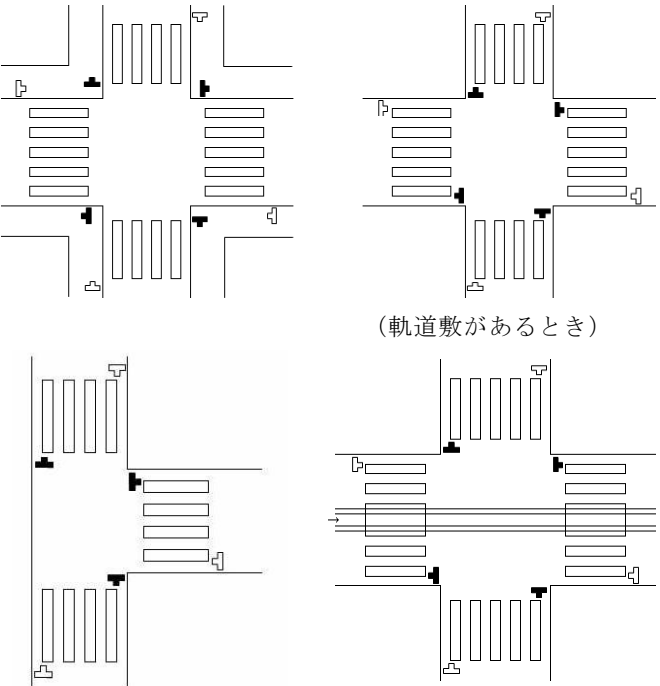
第5 路側帯、駐停車禁止路側帯及び歩行者用路側帯

規 制 実 施 基 準	規制目的	1 路側帯 路側帯における車両（特例特定小型原動機付自転車及び軽車両を除く。）の通行を禁止することにより、歩道の設けられていない道路又は歩道が設けられていない側の路側における歩行者、特例特定小型原動機付自転車及び軽車両の通行場所を確保し、交通の安全と円滑を図る。 2 駐停車禁止路側帯 路側帯における車両（特例特定小型原動機付自転車及び軽車両を除く。）の通行及び駐停車を禁止することにより、歩道の設けられていない道路又は歩道が設けられていない側の路側における歩行者、特例特定小型原動機付自転車及び軽車両の通行場所を確保し、交通の安全と円滑を図る。 3 歩行者用路側帯 路側帯における車両の通行及び駐停車を禁止することにより、歩道の設けられていない道路又は歩道が設けられていない側の路側における歩行者の通行場所を確保し、歩行者の通行の安全を図る。
	根拠等	1 路側帯 法第2条第1項第3号の4 標示 108  2 駐停車禁止路側帯 法第2条第1項第3号の4、法第47条第3項 標示 108の2  3 歩行者用路側帯 法第2条第1項第3号の4、法第17条の3第1項、法第47条第3項 標示 108の3 
	対象道路	歩道が設けられていない道路又は歩道が設けられていない側の路側で、路側帯の部分を除いて道路構造令に規定する車道幅員が確保でき、かつ、次のそれぞれの条件を満たしたもの 1 路側帯 原則として歩行者、特例特定小型原動機付自転車又は軽車両の交通量が多い道路 2 駐停車禁止路側帯 原則として歩行者、特例特定小型原動機付自転車又は軽車両の通行量が多く、歩行者、特例特定小型原動機付自転車及び軽車両の通行の安全を確保するため、当該路側帯における駐停車を禁止する必要がある道路 3 歩行者用路側帯 原則として歩行者の通行量が著しく多く、車両の交通量も多いことから歩行者の通行の安全を確保するため、当該路側帯における車両の通行及び駐停車を禁止する必要がある道路
	対象	歩行者等及び車両
	留意事項	1 標識令第7条の規定により、道路管理者が設置した区画線「車道外側線(103)」は道路標示「路側帯(108)」とみなされるが、駐停車禁止路側帯及び歩行者用路側帯は、このような「みなす規定」がないことから公安委員会が設置すること。 2 公安委員会が設置する場合は、事前に道路管理者と十分に調整すること。 3 路側帯の幅員の決定に当たっては、道路管理者と十分に調整すること。 4 歩行者又は車両の多い相互通行の道路で車道幅員が狭いため、路側帯を設置できない場合は、一方通行、大型自動車等通行止め等の規制を実施して、必要な幅員を確保すること。 5 路側部分の占用物件の移設など、道路環境の整備がなされるように努めること。 6 生活道路対策として必要がある場合は、路側帯の拡幅について検討すること。 7 道路標示「路側帯(108)」の幅員によっては、指定駐(停)車禁止場所であっても車体が全て路側帯内に入って駐車している車両の駐(停)車違反が成立しない場合があるので、駐停車禁止路側帯、歩行者用路側帯の設置を検討すること。

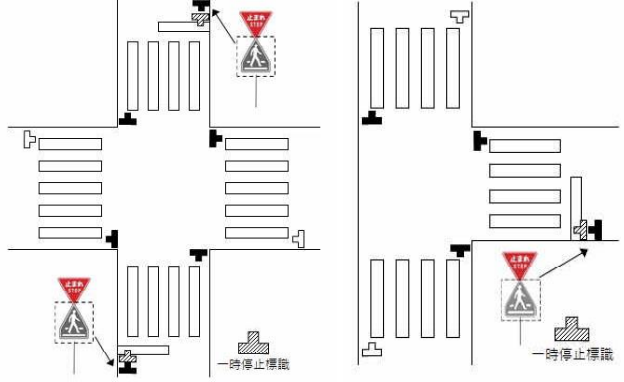
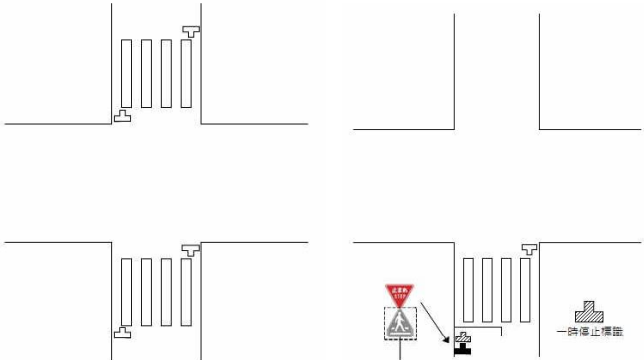
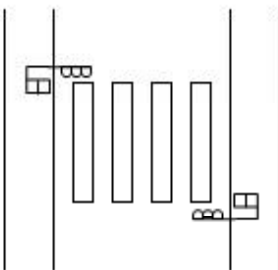
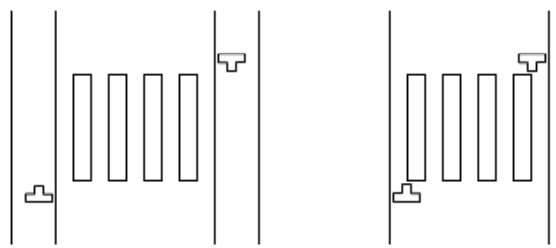
設置基準	道路	設置場所	1 道路標示「路側帯(108)」 路側帯を設ける道路の区間 2 道路標示「駐停車禁止路側帯(108の2)」 路側帯における車両の駐車及び停車を禁止する道路の区間 3 道路標示「歩行者用路側帯(108の3)」 路側帯における車両の通行並びに車両の駐車及び停車を禁止する道路の区間
		設置方法	1 道路標示「路側帯(108)」 幅員は、原則として1.5メートル以上とし、道路又は交通の状況によりやむを得ないときは、0.5メートル以上とするものとする。 2 道路標示「駐停車禁止路側帯(108の2)」 (1) 幅員は、原則として1.5メートル以上とし、道路又は交通の状況によりやむを得ないときは、0.75メートル以上とするものとする。 (2) 破線の長さ及びその設置間隔は、原則として1～3メートルとし、道路又は交通の状況により5メートルまでとすることができる。 3 道路標示「歩行者用路側帯(108の3)」 (1) 幅員は、原則として1メートル以上とし、道路又は交通の状況によりやむを得ないときは、0.75メートル以上とするものとする。 (2) 既設の車道外側線を利用して設置する場合は、次によるものとする。 ア 既設の車道外側線を車道寄りの線とするのか路端寄りの線とするかは、車道幅員、交通の状況等により定めるものとするが、原則として車道寄りの線とする。 イ 15センチメートル幅の車道外側線を利用し、その車道寄りに新たに1本の実線を設ける場合は、その幅を15～20センチメートルとし、これを路端寄りに設けるときは、その幅を10センチメートルとする。

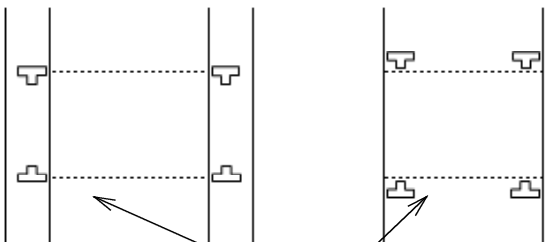
第6 横断歩道

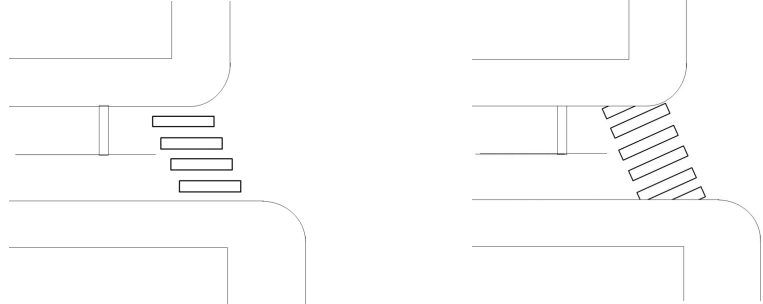
規 制 実 施 基 準	規制目的	歩行者等の横断場所を指定するとともに、車両等に対して歩行者保護の義務を課して、横断歩行者の安全を確保する。		
	根拠等	法第2条第1項第4号	標識 407-A・B	標示 201 
	対象道路	1 信号機が設置されている交差点 信号機が設置されている交差点については、原則として各流出部に横断歩道を設置するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場所については、原則として設置しないものとする。 (1) 横断歩行者数が極端に少ない場所 (2) 横断歩道橋等の立体横断施設のある場所の直近部 (3) 車道幅員がおおむね3.5メートル以下の場所、歩行者の滞留スペースのない場所等横断歩道の設置が適当でない場所 2 信号機が設置されていない交差点 信号機が設置されていない交差点については、原則として車道幅員がおおむね3.5メートル以上で、次のいずれかに該当する場所に横断歩道を設置するものとする。 (1) 交通量及び横断歩行者が多く、歩行者の安全を確保する必要がある場所 (2) 沿道に多数の人が利用する商店、公共施設等がある場所 (3) 駅、学校等に通じる場所、バス停留所付近等特に必要な場所 3 単路 単路については、原則として次のいずれかに該当する場所に横断歩道を設置するものとする。 (1) 車道幅員が5.5メートル以上で、横断歩行者が多く歩行者の安全を確保する必要がある場所 (2) 信号機が設置されている場所		
	対 象	歩行者等及び車両等		
	留意事項	1 次のいずれかに該当する場所については、原則として設置しないものとする。 (1) 勾配の急な坂若しくは坂の頂上付近又は見通しのきかない道路のまがりかど及びその付近 (2) 高速自動車国道等の流出路と一般道路の取付け部付近その他横断歩道を設置することにより交通の危険が生じるおそれのある場所 2 横断歩道の間隔は、市街地においては、おおむね100メートル以上、非市街地においては、おおむね200メートル以上とする。ただし、通学・通園児、高齢者、身体障害者等の横断する場所や商店街等で歩行者の横断が特に多い場所においては、設置間隔を短縮することができる。 3 多通行帯道路等で横断距離が長くなる場合は、交通島の設置や横断歩道付近の乱横断防止のための防護柵等の設置がなされるように努めること。 4 歩行者の安全を確保するため、横断歩道と接続する歩道等の設置、歩道の切り下げ、滞留スペース等の設置がなされるように努めること。 5 夜間における道路標識等の視認性を高め、横断歩行者の安全を確保するため、道路照明等の設置がなされるように努めること。		
設 置 基 準	設置場所	横断歩道を設ける場所の必要な地点における路端		
	道路標識 設置方法	1 横断歩道を設ける場合には、次表に示すところにより、道路標識「横断歩道（407-A・B）」及び道路標示「横断歩道（201）」を設置するものとする。		

設置する場所 の状況			表示の方法		図 例
舗装 非舗装 装の別	交差点 単路の別	信号機 の有無	道路 標識	道路 標示	
舗装	交差点の付近	あり	不要	要	凡例  ~道路標識 (軌道敷があるとき) 
舗装	交差点の付近	なし	要(一部省略可)	要	(1) 交差点の全ての入口に横断歩道が設けられている場合 ①歩車道の区別がある道路 ②歩車道の区別がない道路  (軌道敷があるとき)

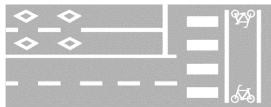
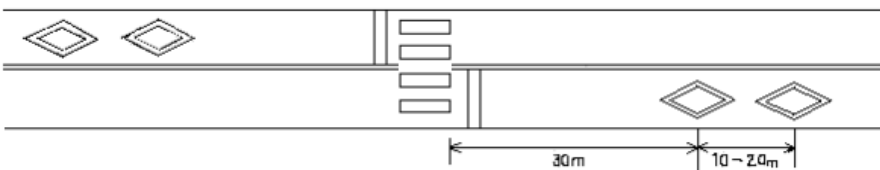
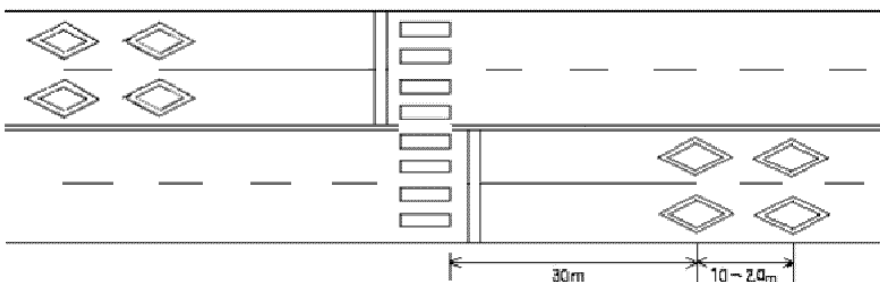
(注) 黒色の道路標識 () は、省略することができる。

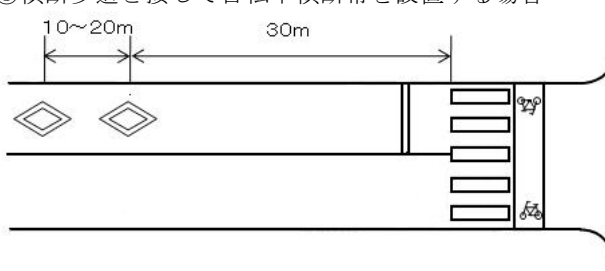
設置基準	道路標識	設置方法							
		舗装	交差点の付近	なし	要 (一部省略可)	要	(一時停止規制があるとき)  (2) 交差点の入口の一部に横断歩道が設けられていない場合 (一時停止規制があるとき)  (注) 黒色の道路標識 () は、省略することができる。		
		舗装	単路	あり	不要	要			
		舗装	単路	なし	要	要	①歩車道の区別がある道路 ②歩車道の区別がない道路 		

道 路 標 識	設置方法	非舗装等	交差点又は単路	信号機の有無に関係なし	要	①歩車道の区別がある道路 ②歩車道の区別がない道路  規則第2条の2に定める 「横断歩道の左右の側端」
						(注) 非舗装道路等に横断歩道を設置する場合は、令第1条の2第3項第2号及び規則第2条の2の規定により、道路標識の設置には柱を用い、その標示板は、表面が当該横断歩道の外方に向くよう設置するものとする。 2 道路標識「横断歩道(407-B)」(学童用)は、保育所、幼稚園、小学校等の付近に設けられる横断歩道及び主として学童、園児の通学、通園のため利用される横断歩道に、道路標識「横断歩道(407-A)」(一般用)は、その他の横断歩道に用いるものとする。 3 横断歩道を通過するいずれの車両等からも見やすいように設置することができる場合は、オーバー・ハング方式又はオーバー・ヘッド方式による両面式を用いることができるものとする。また、中央線がない道路(車道幅員がおおむね6メートル未満の道路)に設置する場合等、視認性の確保に特に支障が認められないときは、路側方式による両面式を用いることができるものとする。
	留意事項	1 信号機が設置されている場合は、道路標示のみを設置することができること(令第1条の2第3項第1号)とされているが、この信号機には、いわゆる1灯式信号機も含まれる。ただし、交差道路の1方向のみに信号機を設置(丁字路の突き当たる道路のみ赤点滅の1灯式信号機を設置)している場合は、対面する信号機のない道路には道路標識を併設すること。 2 交差点の全ての入口又はその直近に横断歩道が設けられることとなる場合は、当該交差点の出口へ進行する車両等に対面する道路標識を設置しないことができること(令第1条の2第4項第1号)とされているが、この類型で道路標識の設置を省略することができるのは、横断歩道が当該交差点の全ての入口又はその直近に設けられている場合に限られ、自転車横断帯のみが設けられている場合は省略できないことに留意すること。 3 車両等が横断歩道等の直前で一時停止すべきこととなる場合は、当該車両等に対面する道路標識を設置しないことができること(令第1条の2第4項第2号)とされているところ、道路標識等による停止線が設けられていないときは、車両等は交差点の直前で停止することとなり、横断歩道等の手前で一時停止することが担保されないことから、この類型で道路標識の省略が許容されるのは、道路標識「一時停止(330-A・B)」が設置され、かつ、道路標識等による停止線が設けられており、車両等が当該横断歩道等の手前で一時停止することとなる場合に限られることとなる。				
		設置場所	横断歩道を設ける場所			
道 路 標 示	設置方法	1 道路標示「横断歩道(201)」の幅は、原則として4メートル以上とし、やむを得ず縮小する場合であっても3メートルを限度とする。ただし、歩道と連続性を確保するため歩道幅員と同じ幅とするなど、特に必要がある場合はこの限りでない。 2 白線と白線の設置間隔は、道路形状や交通状況等に応じて45センチメートル～90センチメートルの間から選択することができる。ただし、白線と白線の設置間隔が51センチメートル以上の道路標示は、白線を5本以上配置できる場合に限り設置することができるものとする。 3 単一の道路標示における白線と白線の設置間隔は等間隔を原則とする。ただし、車両等の通行による摩耗を避けるなどの必要がある場合は、白線と白線の設置間隔に10センチメートル以内の差異を設けることができるものとする。 4 道路標示「自転車横断帯(201の3)」を併設する場合の設置方法は、第61「自転車横断帯」の項に示すところによるものとする。 5 道路標示「横断歩道又は自転車横断帯あり(210)」の設置については、第7「横断歩道又				

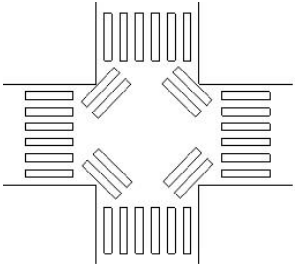
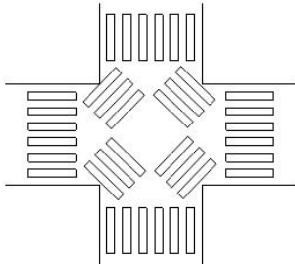
設置基準	道路標示		は自転車横断帯あり」の項に示すところによるものとする。
		留意事項	1 舗装された道路に横断歩道を設置する場合は、原則として、横断歩道（交差点の流出部等にある場合を除く。）の1～5メートル手前に、停止線を設置すること。 2 インターロッキングを敷設した道路に横断歩道を設置する場合、道路標示「横断歩道(201)」には原則として反射機能を有するインターロッキング又は反射機能を有するペイントを使用すること。 3 道路の延長方向に対して斜めに設置する必要がある場合は、図例に示すところによること。 図例 ①正しい設置 ②誤った設置 

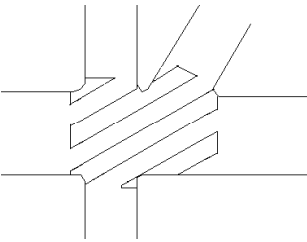
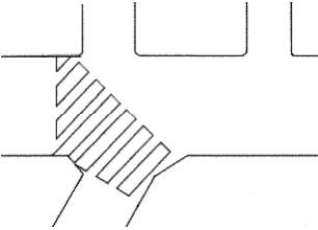
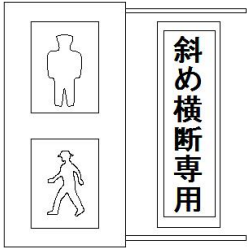
第7 横断歩道又は自転車横断帯あり

規 制 実 施 基 準	規制目的	前方に横断歩道等があることをあらかじめ示すことにより、横断歩道等を横断する歩行者及び自転車の安全を図る。
	根拠等	法第4条第1項 標示 210 
	対象道路	原則として次のいずれかに該当する道路 1 横断歩道等の設置場所に信号機が設置されていない道路 2 道路又は交通の状況により、横断歩道等の存在がその手前から十分に認識できない道路
	対象	車両等
	留意事項	1 横断歩道等と一体のものとして設置すること。 2 横断歩道等がその手前から認識できない場合は、横断歩道等の移設、道路構造の改良等安全対策を講じること。 3 横断歩道等の設置場所が、例えば次のような場所であって、車両等が横断歩道等を通過する際に十分に減速していることが想定される場合には、道路標示「横断歩道又は自転車横断帯あり（210）」を省略することができる。 ○ 法第43条の道路標識により車両等が一時停止すべきことが指定されている場所 ○ 法第9条又は第42条の道路標識により車両等が徐行しなければならない場所 ○ 交通整理の行われていない交差点又はその手前の直近であり、かつ、交差道路が優先道路である場所 ○ 環状交差点又はその直近 ○ 踏切の直前で停止するため当該横断歩道等の手前で減速することとなる場所 ○ 自転車若しくは特定小型原動機付自転車以外の車両又は路面電車が通行してくることがない側の場所 ○ ハンプや狭さくが設置されているなど、当該横断歩道等の手前で減速することとなる場所
設 置 基 準	設置場所	前方に横断歩道等があることをあらかじめ示す必要がある地点
	設置方法	原則として横断歩道等から約30メートル手前の地点に1個、さらに10～20メートルの間隔において1個ないし2個を設置するものとする（図例参照）。 なお、片側2車線以上の道路について設置する場合は、原則として各車線ごとに設置するものとする。 図例 道路標示「横断歩道又は自転車横断帯あり（210）」の設置例 ①片側1車線の場合  ②片側2車線の場合 

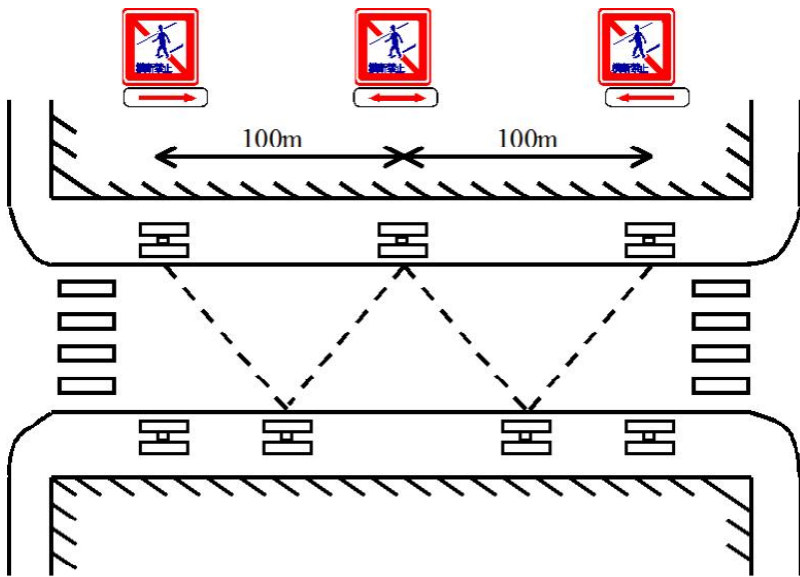
設置基準	道路標示	設置方法	③横断歩道と接して自転車横断帯を設置する場合 
------	------	------	--

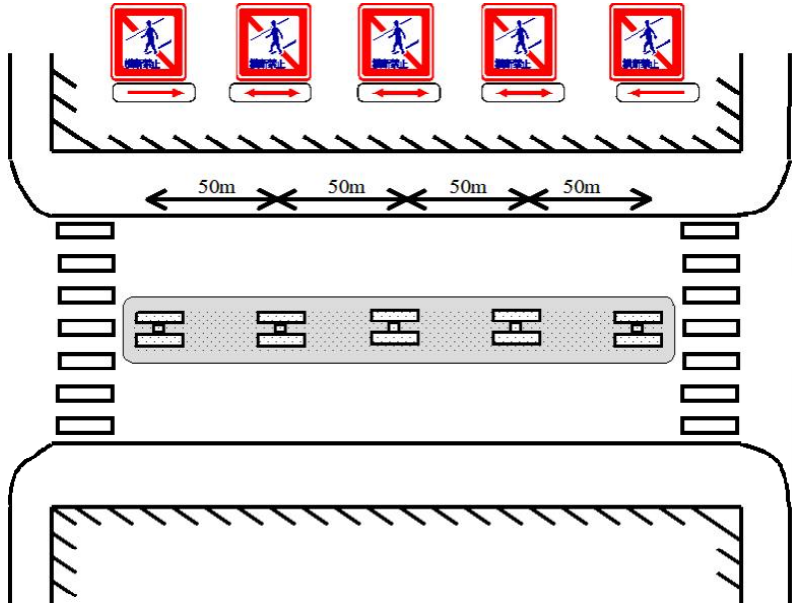
第8 斜め横断可

規 制 実 施 基 準	規制目的	歩行者等が交差点において斜めに道路を横断することができることを指定し、交通の安全と円滑を図る。
	根拠等	法第12条第2項 標示 201の2 
	対象道路	繁華街、駅やバスターミナルの周辺等で、信号機が設置されている次のいずれかに該当する交差点 1 斜め方向への横断目的の歩行者が多い交差点 2 交差点の形状等から歩行者の斜め横断の効果が期待できる交差点
	対 象	歩行者等
	留意事項	1 信号サイクルの決定に当たっては、歩行者が斜めに横断するのに必要な歩行者青時間を確保すること。 2 斜め横断の歩行者が容易に視認できる歩行者用信号灯器（必ずしも斜め横断専用でなくてもよい。）を設けること。ただし、時間を限定して行う場合は、斜め横断専用の歩行者用灯器を設け、斜め横断可の指定時間と当該専用灯器の点灯時間とを同一にすること。また、全ての歩行者用信号灯器が同色の灯火とならない現示がある場合についても斜め横断専用の灯器を設けること。 3 交差点角へのガードレール等の設置ができなくなることから、横断待ちの歩行者が滞留できる十分なスペースの確保など、歩行者の安全を確保するため必要な道路整備がなされるように努めること。 4 1～3の留意事項を踏まえつつ、歩行者専用現示方式による歩車分離式信号が設置されている交差点では、斜め横断可の実施を積極的に検討すること。
設 置 基 準	設置場所	歩行者等が斜めに道路を横断することができることとする交差点の必要な地点
	設置方法	1 時間を限定して行う場合は、図例(1)に示すものとする。 2 終日にわたって行う場合は、図例(2)に示すものとする。 図例(1) 時間を限定して行う場合  図例(2) 終日行う場合 ① 標準的な交差点 

設置基準	道路標示	② 変形交差点 ア 変形五差路等で①によりがたい場合  イ 斜め横断を認める道路の部分限定して行う場合 
	留意事項	斜め横断可の指定を行う場合は、歩行者用灯器が斜め横断歩行者から容易に視認できるようにすること。また、斜め横断専用の灯器を設置する場合は、規則別記様式第一の二の2に定める標示「斜め横断専用」を各専用灯器に附置すること（図例参照）。 図例 

第9 歩行者等横断禁止

規 制 実 施 基 準	規制目的	歩行者等の横断歩道外の横断を禁止し、交通の安全と円滑を図る。
	根拠等	法第13条第2項 標識 332 
	対象道路	原則として次のいずれかに該当する道路 1 道路の両側に歩道のある道路で、歩行者の横断需要が多く、かつ、自動車の交通量が多い道路 2 規制区間の前後等に立体横断施設、信号機のある横断歩道等安全な横断施設があり、かつ、乱横断による歩行者事故が発生するおそれのある道路
	留意事項	1 歩行者等の横断を物理的に抑止する防護柵、中央分離帯等の安全施設の整備がなされるようにすることを基本とし、これが整備された場合は、その開口部等必要な場所、区間に限定して実施すること。 2 規制区間内において歩行者横断施設に到達するまでの距離は、原則として200メートル以内とすること。 3 規制区間前後の横断歩道には、原則として信号機を設置し、安全な横断を確保すること。
設 置 基 準	設置場所	歩行者等の横断を禁止する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における両側の路端又は中央分離帯
	設置方法	1 歩行者等横断禁止区間の始まり及び終わりの地点における両側の路端に始点標識及び終点標識をそれぞれ設置するものとする。 2 道路に防護柵等が設置されている区間は、その開口部等必要な箇所に、防護柵等が設置されていない区間は、おおむね100メートルの間隔をおいて両側の路端に、区間内標識を設置するものとする（図例(1)参照）。 区間内の道路標識は、道路の向かい側に設置される道路標識「歩行者等横断禁止(332)」とおおむね交互となるように設置するものとする（図例(1)参照）。 図例(1) 

設 置 基 準	道 路 標 識	3 中央分離帯に設置する場合は、おおむね50メートルの間隔をおいて設置するものとする(図例(2)参照)。 図例(2)  4 歩行者等横断禁止区間にこれと交差する道路がある場合には、道路及び交通の状況を勘案して、交差点の付近に区間内標識を設置するものとする。この場合、横断歩道があるときは、当該横断歩道を避けて設置するものとする。 5 標識板の取付け方は、次によるものとする。 (1) 標識板は、原則として両面式とする。 (2) 路面から標示板の最下端までの高さは、原則として1.2メートルとし、道路及び交通の状況により1.8メートルまで高くすることができる。 6 事故の発生状況や子供の通行状況を踏まえ、例えば、保育所、幼稚園、小学校等の付近の道路や学童、園児の通学、通園のため利用される道路等において、新設又は更新する場合は、「わたるな」の文字を用いた様式の設置を検討すること。(図例(3)参照)。 図例(3)  留意事項 道路標識は、横断歩道の位置を避けて設置することとし、「横断歩道を除く」等の補助板は附置しないこと。
------------------	------------------	--

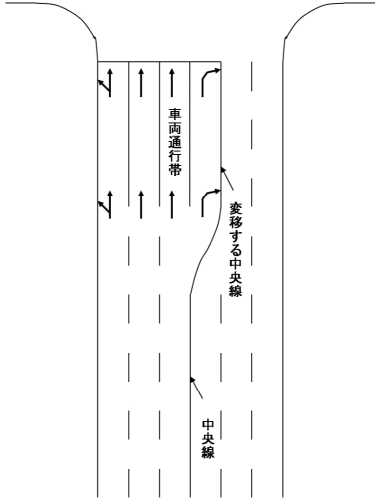
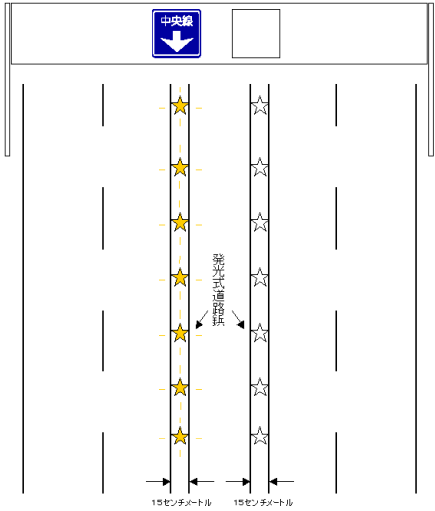
第10 中央線

規 制 実 施 基 準	規制目的	道路の中央であることを示し、交通の安全と円滑を図る。		
	根拠等	法第17条第4項	標識 406	標示 205
	対象道路	原則として次のいずれかに該当する道路 1 道路（歩道等と車道の区分のある道路においては車道、軌道が道路の側端に寄って設けられている場合は軌道敷を除いた部分）の舗装された部分の幅員（道路に路側帯が設けられている場合の幅員は、路側帯を表示する標示の中心（駐停車禁止路側帯及び歩行者用路側帯にあっては車道寄りの実線の中心）から内側の幅員とする。以下この項において同じ。）が、6.5メートル以上の道路 2 道路の舗装された部分の幅員が、5.5メートル以上6.5メートル未満の場合で、次のいずれかに該当する道路 (1) 日交通量がおおむね平均1,000台以上の道路 (2) 道路の中央を越えて運転することに起因する交通事故が著しく発生している道路 (3) 法定の追越し禁止場所（法第30条各号に掲げる場所）で、特に必要な道路 3 道路の舗装された部分の幅員が5.5メートル未満で、道路又は交通の状況により必要がある道路		
	対 象	車両		
	留意事項	1 道路の両側に追越しのための右側部分はみ出し通行禁止の道路標示は、中央線を表示する道路標示を兼ねる。 2 一方通行路、中央分離帯がある道路及び道路の中央に軌道敷がある道路は、中央線の設置を省略できる。 3 公安委員会が設置する場合には、事前に道路管理者と十分に調整すること。 4 道路管理者が設置した区画線「車道中央線(101)」は、道路標示「中央線(205)」とみなされる。		
		 		
設 置 基 準	道路標識	設置場所	道路の中央を示す必要がある道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点	
	道路標識	留意事項	中央線変移の区間又は積雪寒冷地等で特に道路の中央を示す必要がある場合に設置するものとする。	
	道路標識	設置場所	道路の中央を示す必要がある道路の区間	
	道路標識	設置方法	1 表示の方法は、次によるものとする。 (1) 実線 ア 舗装された部分の片側の幅員が6メートル以上の道路に設置する場合又は法定追越し禁止場所に設置する場合においては、中央線は実線により表示するものとする。 イ 実線の幅は、原則として15センチメートルとし、車両通行帯が設置されている場合又はこれと連続する場所に設置する場合は、20センチメートルとする。 (2) 破線 ア 舗装された部分の片側の幅員が6メートル未満の道路に設置する場合においては、中央線は破線により表示するものとする。 なお、舗装された部分の片側の幅員が6メートル未満の道路において、車両が道路の右側部分にはみ出して追越しを行うことを禁止する必要があるときは、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制を行うものとする。 イ 破線の幅は、原則として15センチメートルとし、車両通行帯が設置される場所又はこれと連続する場所に設置する場合は、20センチメートルとする。破線の長さ及び間隔は、原則としてそれぞれ5メートルとする。 2 道路標示の材料等は、中央線を破線とする場合は、原則としてペイント等を用い、特に必要がある場合は、ペイント等に代えて道路鋳、石等を用いるものとする。また、実線とする場合は、ペイント等を用いるものとするが、道路鋳を併用することができるものとする。	

設置基準	道路標示	設置方法	この場合における道路鋸等の幅は10～15センチメートルとし、間隔は1～5メートルとする。 3 次の場合は、中央線を2本の実線で表示することができる。この場合における実線の幅及び間隔は、10～15センチメートルとする。 (1) 前記1の(1)及び常時中央線変移を行う場合に該当する場合で特に必要があるとき。 (2) 道路標示「進路変更禁止(102の2)」が設置されている道路の区間に中央線を設置するとき。 (3) 多車線道路に中央線を設置するとき。 (4) 道路の急なまがりかど付近等において、道路の中央を越えることによって交通事故が著しく発生しているとき。
------	------	------	--

第11 中央線の変移

規 制 実 施 基 準	規制目的	相互の交通量に著しい格差がある場合又は右折若しくは左折の交通量が多いため交差点付近が渋滞している場合に、道路の中央以外の部分を道路の中央として指定し、適正な車線数を確保することにより交通の安全と円滑を図る。	
	根拠等	法第17条第4項 標識 406 標示 205  	
	対象道路	恒 常 的 に 実 施 す る 場 合	日又は時間を限定して実施する場合
		次のいずれかに該当する道路 1 道路の舗装された部分の幅員がおおむね9メートル以上で、右折又は左折する車両が多い交差点の手前に右折車線、又は左折車線を設ける必要がある道路 2 3車線は確保できるが4車線は確保できない道路において、その道路を有効に使用するため、道路交通の状況から一方向を1車線、反対方向を2車線とし、中央線を変移させる必要がある道路 3 交通流・量又は結節する道路の状況から、上りと下りで車線数又は道路幅員を変える必要がある道路	道路の舗装された部分の幅員がおおむね9メートル以上で、朝夕のラッシュ時、休日等において方向別の交通量が著しく異なるため、片側の車線数等を多くするよう交互に中央線を変移する必要がある道路
		対 象	車両
	留意事項	1 道路交通の状況に応じた車線構成（車線数、車線幅員）とすること。 2 対象道路1の場合は、交差点手前において車両通行帯等の規制を実施すること。 3 対象道路3の場合において片側1車線となった部分は、必要により同車線について追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制（片側）を実施すること。 4 交差点手前の右折レーン確保のための中央線変移区間は、右折需要に見合う距離とすること。	1 道路交通の状況に応じた車線構成（車線数、車線幅員）とし、市街地の道路にあってはおおむね500メートル以上、非市街地の道路にあってはおおむね1,000メートル以上の区間長で実施すること。 2 通年、同一時間帯以外の特殊な日時に実施する場合は、規制を周知させるための広報を徹底するほか、規制予告等の対策を実施すること。
設 置 基 準	道路標識	設置場所	道路の中央を示す必要がある道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点
		設置方法	1 日又は時間を限定して中央線変移を実施する場合には、変移する中央線の上方に可変式、移動式又は内照式の本標識を設置するものとし、恒常的に中央線を変移する場合は必要に応じて本標識を設置するものとする。 2 本規制区間内にこれと交差する道路がある場合は、道路及び交通の状況を勘案して、交差点からおおむね5～30メートル先の地点に区間内標識を必要により設置するものとする。
	道路標示	設置場所	道路の中央を示す必要がある道路の区間
		留意事項	1 恒常的に中央線の変移を行う場合 道路の中央として指定する部分に幅15センチメートルの実線により道路標示「中央線(205)」を設置するものとする。 なお、交差点の手前に右折車線又は左折車線を設ける必要がある場合は、図例(1)によるものとする。（図例(1)参照）

設 置 基 準	道 路 標 示	図例(1)  2 日又は時間を限定して中央線変移を行う場合 道路の中央として指定する部分に、あらかじめ幅15センチメートルの実線により道路標示「中央線(205)」を設置し(限定された日又は時間以外は、本来の中央線を中央線として用いる場合は、本来の中央線も実線とする。)、かつ、指定する日又は時間ごとに、指定する当該実線の部分にあらかじめ敷設した黄色の灯火の自発光式道路鋳を点灯させるものとする(図例(2)参照)。 図例(2)  (備考) 発光式道路鋳を中心線として指定している部分(実線部分)にあらかじめ敷設しておき、道路鋳の灯火が点灯している方の実線をそのときの中央線とする。
------------------	------------------	--

第12 追越しのための右側部分はみ出し通行禁止

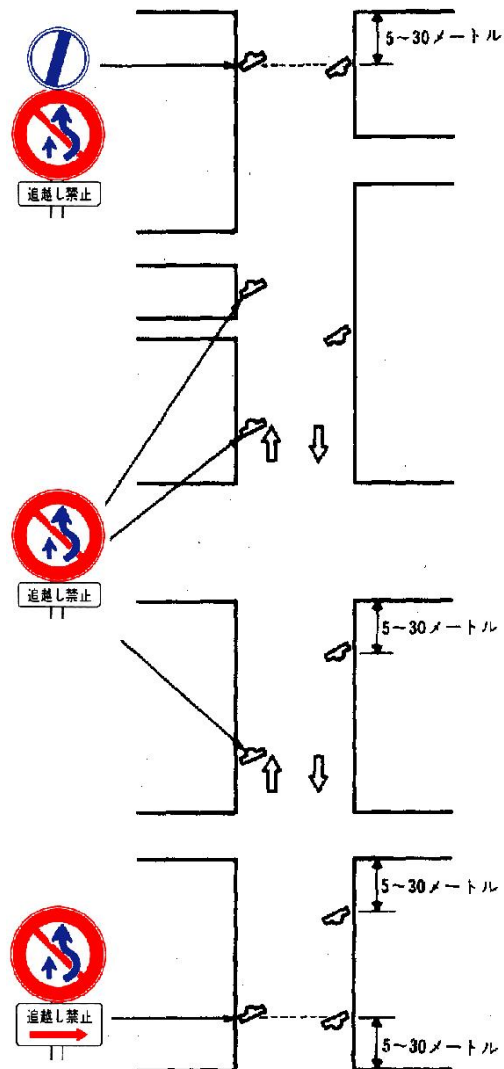
規 制 実 施 基 準	規制目的	車両が追越しのため道路の右側部分へはみ出すことにより生じる交通の危険を防止するとともに、安定した交通流を確保する。																						
	根拠等	法第17条第5項第4号	標識 314	標示 102																				
	対象道路	道路の左側部分の車道幅員が6メートル未満の舗装道路で、原則として次のいずれかに該当する区間 1 道路構造上危険な区間 (1) 見通しのきかないカーブ 「見通しのきかない」とは、当該場所の視距が、当該場所における法定又は指定の最高速度に応じ、次の表に示す追越し視距よりも短い状態にあることをいい、規制区間は見通しのきかない当該区間及びその始点及び終点からおおむね200メートルを加えた区間 <table><tr><th>最 高 速 度</th><th>追 越 し 視 距</th></tr><tr><td>40キロメートル毎時</td><td>おおむね130メートル</td></tr><tr><td>50 "</td><td> " 150 "</td></tr><tr><td>60 "</td><td> " 180 "</td></tr><tr><td>70 "</td><td> " 210 "</td></tr></table> (2) 勾配の著しい坂 「勾配の著しい」とは、当該場所の勾配が、当該場所における法定又は指定の最高速度に応じ、次の表に示す勾配よりも急なものをいい、規制区間は勾配の著しい当該区間並びにその始点及び終点からおおむね200メートルを加えた区間 <table><tr><th>最 高 速 度</th><th>勾 配</th></tr><tr><td>40キロメートル毎時</td><td>おおむね8 パーセント</td></tr><tr><td>50 "</td><td> " 7 "</td></tr><tr><td>60 "</td><td> " 6 "</td></tr><tr><td>70 "</td><td> " 5 "</td></tr></table> (3) 橋、高架下その他道路の幅員に著しい広狭がある場所 当該場所の前後おおむね200メートルを加えた区間 (4) 危険な道路構造が重複している区間 当該道路構造が重複している場所並びにその始点及び起点からおおむね200メートルを加えた区間 2 交通量が多く、追越しのための右側部分はみ出し通行による交通事故が多発し、又は多発することが予想される区間 3 高速自動車国道等の非分離2車線区間（ワイヤロープ設置区間を除く。）			最 高 速 度	追 越 し 視 距	40キロメートル毎時	おおむね130メートル	50 "	" 150 "	60 "	" 180 "	70 "	" 210 "	最 高 速 度	勾 配	40キロメートル毎時	おおむね8 パーセント	50 "	" 7 "	60 "	" 6 "	70 "	" 5 "
	最 高 速 度	追 越 し 視 距																						
	40キロメートル毎時	おおむね130メートル																						
50 "	" 150 "																							
60 "	" 180 "																							
70 "	" 210 "																							
最 高 速 度	勾 配																							
40キロメートル毎時	おおむね8 パーセント																							
50 "	" 7 "																							
60 "	" 6 "																							
70 "	" 5 "																							
対 象	車両																							
留意事項	1 30キロメートル毎時以下の最高速度規制を実施している道路（見通しのきかないカーブ、勾配の著しい坂及びその付近等を除く。）では、原則として実施しないこと。 2 高速走行の抑制と交通流の安定、斉一化を図るため、必要により最高速度規制も併用すること。																							

規制 実施 基準	留意事項		3 おおむね3キロメートルを限度に道路交通状況に見合った必要な規制区間とすること。ただし、本規制の実施基準に該当する区間が連続していて追越しに必要な距離を確保できない道路の区間及び非分離2車線の高速自動車国道等についてはこの限りではない。 なお、規制区間が長くなるため規制を2区間に分けて行う場合、両区間の間の区間の最高速度が40キロメートル毎時のときは300メートル、50キロメートル毎時又は60キロメートル毎時のときは400メートル以上の間隔を確保すること。 4 カーブ、勾配の著しい坂等で実施する場合には、必要により片側規制とし、登坂車線、待避所等の整備等がなされるように努めること。 5 高速自動車国道等の非分離2車線区間は、簡易中央分離施設が設置されている場合であっても本規制を実施すること。
設 置 基 準	道 路 標 識	設置場所	車両が追越しのため右側部分にはみ出して通行することを禁止する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における左側の路端
		設置基準	1 本規制は、原則として道路標示により行うこととし、必要に応じて道路標識を設置するものとする。 2 始点標識及び終点標識の設置は、次によるものとする。 (1) 始まり及び終わりの地点における左側の路端に道路標識「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止(314)」を設置し、始まりの地点に補助標識「始まり(505-A・B)」、終わりの地点に補助標識「終わり(507-A・B・C)」をそれぞれ附置するものとする。 (2) 当該道路が幹線道路等で交通量が多い道路では、必要に応じてオーバー・ハング方式とするものとする。 (3) 始点標識又は終点標識の設置場所が交差点にかかるときは、交差点からおおむね5～30メートルの距離の地点に設置するものとする。 3 本規制の区間内標識は、特に必要がある場合を除き、原則として設置しないものとする。
	道 路 標 識	設置場所	車両が追越しのため右側部分にはみ出して通行することを禁止する道路の区間
		設置方法	1 道路の両側を通行する車両に対して、追越しのための右側部分はみ出し通行を禁止する場合は、道路標示「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止(102)」で標識令別表第六に規定されている様式一(一)のものを設置するものとする。 なお、本規制を特に強調する必要がある場合には、様式一(二)を設置することができる。 2 勾配の急な下り坂等の道路の片側を通行する車両に対して本規制を行う場合は、中央線の左側に道路標示「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止(102)」で標識令別表第六に規定されている様式二のものを設置するものとする。
	示	設置方法	
		留意事項	1 規制の実効性の確保と夜間における視認性を確保するため、特に危険性の高い区間については、道路鈺等の設置、道路標示のワイド化及び高輝度の道路標示の設置を考慮すること。 2 高速自動車国道等の非分離2車線区間については、簡易中央分離施設の設置がなされるように努めること。

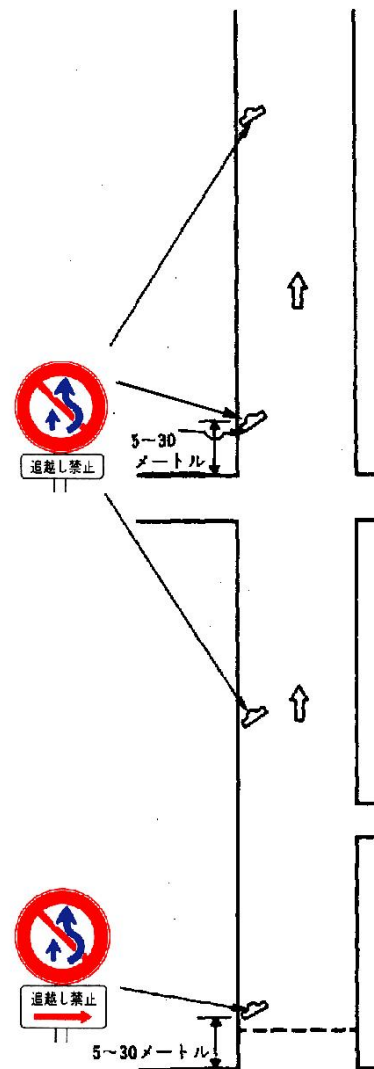
第13 追越し禁止

規 制 実 施 基 準	規制目的	車両の追越しによる交通の危険を防止するとともに、安定した交通流を確保する。
	根拠等	法第30条 標識 314の2及び508の2 
	対象道路	原則として次のいずれかに該当する道路 1 まがりかど付近、上り坂の頂上付近又は勾配の急な坂が連続する道路の区間 2 道路の幅員が急に狭くなっている橋梁、トンネルの前後等で特に必要がある道路 3 非舗装道路その他道路状況により車両の追越しを禁止する必要がある道路
	対象	車両
	留意事項	1 本規制は、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制とは異なり、道路の左側部分の車道幅員に関係なく、車道の左側部分における追越し行為を禁止するもの。 2 規制区間は、おおむね3キロメートルを限度とする。ただし、追越しに必要な距離を確保できない道路の区間及び非分離の高速自動車国道等を除く。 3 道路及び交通の状況から、やむを得ず規制区間が3キロメートルを超える場合は、避譲帯等無理なく追越しを可能にする場所の設置がなされるように努めること。 4 対象道路が連続している場合は、必要に応じて連続区間として実施すること。
設 置 基 準	道	設置場所 車両の追越しを禁止する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における左側の路端
	路 標 識	設置方法 1 追越し禁止の表示は、道路標識「追越し禁止(314の2)」に補助標識「追越し禁止(508の2)」を附置して行うものとする。 2 本規制区間の始まり及び終わりの地点における左側の路端に道路標識「追越し禁止(314の2)」を設置し、始まりの地点に補助標識「始まり(505-A)」、終わりの地点に補助標識「終わり(507-C)」をそれぞれ附置するものとする。また、交通量が多い道路では、必要によりオーバー・ハング方式によるものとする。 3 始点標識又は終点標識の設置場所が交差点にかかるときは、交差点からおおむね5～30メートルの距離の地点に設置するものとする（図例(1)、(2)参照）。 4 本規制区間内にこれと交差する道路がある場合には、道路及び交通の状況を勘案して、交差点からおおむね5～30メートル先の地点に区間内標識を必要により設置するものとする（図例(1)、(2)参照）。

図例(1) 道路標識の設置



図例(2) 一方通行路において追越し禁止する場合

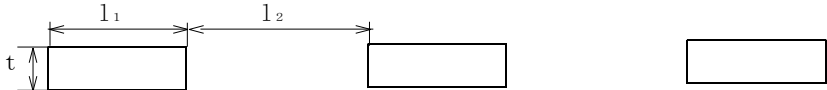


第14 右側通行

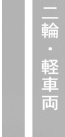
規 制 実 施 基 準	規制目的		勾配が急な道路のまがりかど附近について、車両が道路の中央から右の部分を通行することができることとする通行方法を指定し、交通の円滑を図る。
	根拠等		法第17条第5項第5号 標示 202 
	対象道路		車道中央線のある曲線半径50メートル以下の屈曲部で、車両が通過するときに道路の右側部分にはみ出さなければ通行できない場所及びその前後の必要な区間
	対 象		車両
	留意事項		1 道路の構造上やむを得ない場所に行うこととする。 2 カーブミラー、道路照明等の設置のほか、道路の拡幅、視距の改良、待避所の整備がなされるように努めること。 3 対向車接近表示装置の設置又は最高速度、警笛鳴らせ規制等の実施についても検討すること。
設 置 基 準	道路 標示	設置 場所	勾配の急な道路のまがりかど附近について車両が道路の中央から右の部分を通行することができることとする場所
		設置 方法	車両が道路の右側部分を通行することができることとする道路の部分に道路標示「右側通行(202)」を設置するものとする。

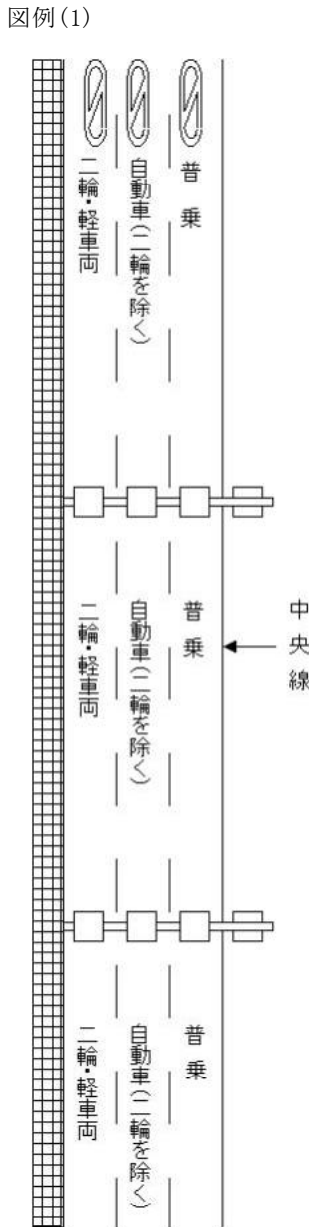
第15 車両通行帯

規 制	規制目的	車両が道路の定められた部分（車線）を通行することを指定することにより、交通流の整序化を図り、もって交通の安全と円滑を図る。																																												
	根 拠 等	法第2条第1項第7号、第20条第1項 標示 109																																												
	対象道路	道路の中央から左の部分（一方通行の場合は当該道路）に、2以上の車両通行帯を設ける必要がある道路																																												
	対 象	車両																																												
施 基 準	留意事項	1 車線境界線が設置されている道路であっても、車両通行帯を設定するに当たっては、公安委員会の意思決定を得ること。 2 次のいずれかの道路に該当する場合は、必ず、車両通行帯の意思決定を得ること。 (1) 車両通行区分、特定の種類の車両の通行区分、牽引自動車の高速自動車国道通行区分、専用通行帯、路線バス等優先通行帯又は牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間の規制を実施している道路の区間 (2) 進行方向別通行区分又は一般原動機付自転車の右折方法（小回り）の規制を実施している交差点、及び片側3車線以上の交通整理の行われている交差点の手前 (3) 進路変更禁止の規制を実施している道路の区間 3 車両通行帯を設定すると、車両の通行方法（法20条）、一般原動機付自転車の右折方法（法34条）及び交差点における優先関係（法36条）等についての規定が適用されることを考慮すること。																																												
設 置 基 準	設置場所	車両通行帯を設ける道路の区間																																												
	設置方法	1 道路標示「車両通行帯境界線」の設置は、次によるものとする。 (1) 原則として破線とし、道路のまがりかど付近等法第30条第1号又は第3号の規定による追越し禁止場所であって、特に必要がある場所に限り実線を用いることができる。 (2) 車両通行帯境界線を表示する場所に分離帯がある場所は、車両通行帯境界線の表示は省略することができる。 2 道路標示「車両通行帯最外側線」の設置は、次によるものとする。 (1) 車両通行帯最外側線は、実線とする。 (2) 歩車道の区分のある道路その他車両通行帯最外側線を表示する必要がないと認められる道路については、車両通行帯最外側線を省略することができる。 3 表示の方法は、次によるものとする。 車両通行帯境界線及び車両通行帯最外側線は、原則として次の基準による。																																												
	標 示	(単位：メートル)																																												
		<table><tr><th colspan="3" rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">標 識 令 の 規 定</th><th colspan="3">基 準</th></tr><tr><th>① 市街地</th><th>② 非市街地及び 自動車専用道 路(③を除く)</th><th>③ 高速自動車国 道及びこれに 準じる高規格 の道路</th></tr><tr><td rowspan="4">車両通行帯 境 界 線</td><td rowspan="3">ペイント等 による場合</td><td>l₁ (長さ)</td><td>3～10</td><td>6</td><td>6</td><td>8</td></tr><tr><td>l₂ (間隔)</td><td>l₁×1～2</td><td>9</td><td>9</td><td>12</td></tr><tr><td>t (幅)</td><td>0.10～0.15</td><td>0.10～0.15</td><td>0.15</td><td>0.15</td></tr><tr><td>道路紙等 による場合</td><td>間 隔</td><td>1～5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td></tr><tr><td>車両通行帯 最 外 側 線</td><td>ペイント等 による場合</td><td>t (幅)</td><td>0.10～0.20</td><td>0.15</td><td>0.15</td><td>0.20</td></tr></table>						区 分			標 識 令 の 規 定	基 準			① 市街地	② 非市街地及び 自動車専用道 路(③を除く)	③ 高速自動車国 道及びこれに 準じる高規格 の道路	車両通行帯 境 界 線	ペイント等 による場合	l ₁ (長さ)	3～10	6	6	8	l ₂ (間隔)	l ₁ ×1～2	9	9	12	t (幅)	0.10～0.15	0.10～0.15	0.15	0.15	道路紙等 による場合	間 隔	1～5	5	5	5	車両通行帯 最 外 側 線	ペイント等 による場合	t (幅)	0.10～0.20	0.15	0.15
区 分			標 識 令 の 規 定	基 準																																										
				① 市街地	② 非市街地及び 自動車専用道 路(③を除く)	③ 高速自動車国 道及びこれに 準じる高規格 の道路																																								
車両通行帯 境 界 線	ペイント等 による場合	l ₁ (長さ)	3～10	6	6	8																																								
		l ₂ (間隔)	l ₁ ×1～2	9	9	12																																								
		t (幅)	0.10～0.15	0.10～0.15	0.15	0.15																																								
	道路紙等 による場合	間 隔	1～5	5	5	5																																								
車両通行帯 最 外 側 線	ペイント等 による場合	t (幅)	0.10～0.20	0.15	0.15	0.20																																								

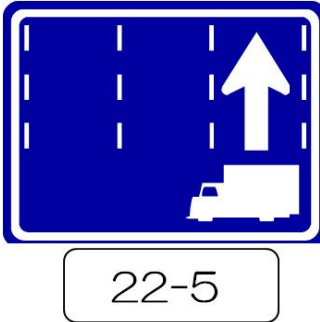
設置基準	道路標示	設置方法	注 1 車両通行帯境界線及び車両通行帯最外側線は、原則としてペイント等を用いるものとする。 2 ①及び②に該当する道路については、当該道路の曲線半径、勾配、視距等の道路構造、沿道条件等を勘案し、長さ(l_1)及び間隔(l_2)をそれぞれ5メートルに短縮することができる。 3 ③の高速自動車国道に準ずる高規格の道路とは、設計速度が100キロメートル毎時以上のものをいう。 4 長さ(l_1)、間隔(l_2)及び幅(t)は、次のとおりとする。 (破線の場合)  (実線の場合) 
		留意事項	道路管理者が設置した区画線「車線境界線(102)」又は区画線「車道外側線(103)」がある場所に車両通行帯(公安委員会の意思決定による)を設ける場合は、区画線「車線境界線(102)」を車両通行帯境界線に、並びに区画線「車道外側線(103)」を車両通行帯最外側線として取り扱うことができる。

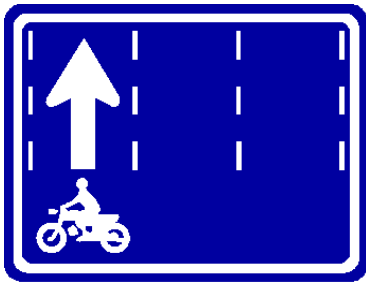
第16 車両通行区分

規 制 基 準	規制目的	車両通行帯が設けられた道路において、車両の通行区分を指定することにより、交通の安全と円滑を図るとともに、騒音、振動等による交通公害を防止する。	
	根拠等	法第20条第2項 〔参考〕法第18条第1項 法第20条第1項	  
	対象道路	片側2車線以上（一方通行路においては2車線以上）の車両通行帯の設けられた道路で、原則として次のいずれかに該当する道路 1 混合交通が原因となって、交通事故若しくは交通渋滞が発生し又はそのおそれのある道路 2 大型自動車による騒音、振動等の交通公害が発生し、沿道住民へ影響を及ぼし又はそのおそれがある道路	
	対 象	車両（車種別、用途別に指定）	
	留意事項	1 車両通行帯の通行原則だけでは、交通の安全と円滑が確保できない場合に実施すること。 2 交通公害が発生し、沿道住民等に影響を及ぼしている道路では、最高速度規制の実施についても検討すること。 3 車両通行帯の意思決定が別途行われていること。	
設 置 基 準	道 設置場所	車両の通行の区分を指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点	
	路 標 設置方法	1 原則としてオーバー・ヘッド方式によるものとするが、道路の状況等によりこれによりがたい場合は、オーバー・ハング方式又はその他の方式（歩道橋、跨道橋等に共架）によることができる。 2 本規制区間の始まり及び終わりの地点には、当該通行区分が設けられている車道の部分の上方に始点標識及び終点標識を設置するものとする。この場合、始点標識には補助標識「始まり(505-B)」、終点標識には補助標識「終わり(507-B・C)」をそれぞれ附置するものとする。ただし、終わりの地点に道路標示「終わり(115)」を用いる場合は、終点標識を省略することができる（図例(1)参照）。 3 本規制区間内にこれと交差する道路がある場合には、道路及び交通の状況を勘案して、交差点からおおむね5～30メートル先の地点に区間内標識を必要により設置するものとする。 4 道路標識の表示方法は、図例(2)を参照すること。	

設置基準	道路標示	設置方法	図例(1)	図例(2) 道路標識による場合	図例(3) 道路標示による場合					
				<table><tr><td>軽車両</td><td>二輪</td></tr></table> <table><tr><td>(二輪を除く)</td><td>自動車</td></tr></table> <table><tr><td>普乗</td></tr></table>		軽車両	二輪	(二輪を除く)	自動車	普乗
			軽車両	二輪						
			(二輪を除く)	自動車						
普乗										
道路標示	設置場所	車両の通行の区分を指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点								
	設置方法	1 当該通行区分の始まりの地点の付近又は道路及び交通の状況により必要と認められる区間内の地点に、道路標示「車両通行区分(109の3)」を設置するものとする(図例(1)参照)。 2 道路標示の表示方法は、図例(3)を参照すること。								
留意事項	道路標識又は道路標示によって車両の種類を表示する場合は、第3章第3の8の(1)のイに示す車両の種類の略称を用いること。									

第17 特定の種類の車両の通行区分の指定（一般道路）

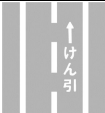
規 制 実 施 基 準	規制目的	一般道路における特定の種類の車両の通行区分の規制は、車両通行帯の設けられた道路において、車両の種類を特定して通行の区分を指定することにより、交通の安全と円滑を図るとともに、騒音、振動等による交通公害を防止する。
	根拠等	法第20条第2項 標識 327の2 標示 109の4  
	対象道路	片側2車線以上の車両通行帯の設定された道路で、原則として次のいずれかに該当する道路 1 大型貨物自動車等の混入率が高く、騒音、振動等の交通公害が発生し、沿道住民へ影響を及ぼしている道路又はそのおそれのある道路 2 混合交通が多く、複雑な交通流を形成し、それが原因となって交通事故及び交通渋滞が発生し又はそのおそれのある道路
	留意事項	原則として大型貨物自動車等又は重被牽引車を牽引している牽引自動車とする。ただし、交通の実態を勘案して必要により他の車両を対象とすることができる。 1 騒音、振動等の交通公害の防止を目的とする場合には、大型貨物自動車等の通行の区分を中央寄りの車両通行帯に指定するものとする。この場合、最高速度規制の引下げも併せて検討すること。 2 通行区分を指定する場合は、路線バス等専用（優先）通行帯の規制の実施状況、一般原動機付自転車の通行実態等に十分配慮すること。 3 本規制を実施する場合には、複数の種類の車両に対する指定は行わないこと。 4 車両通行帯の意思決定が別途行われていること。
設 置 基 準	設置場所	車両の種類を特定して通行の区分を指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点
	設置方法	1 原則としてオーバー・ヘッド方式によるものとするが、道路の状況によりこれによりがたい場合は、オーバー・ハング方式、路側方式又はその他の方式（歩道橋、跨道橋等に共架）によることができる。 2 本規制区間の始まり及び終わりの地点には、当該通行区分が設けられている車道の部分の上方に始点標識及び終点標識を設置するものとする。この場合、始点標識には補助標識「始まり(505-B)」、終点標識には補助標識「終わり(507-B・C)」をそれぞれ附置するものとする。ただし、終わりの地点に道路標示「終わり(115)」を用いる場合は、終点標識を省略することができる。 3 本規制区間内にこれと交差する道路がある場合には、道路及び交通の状況を勘案して、交差点からおおむね5～30メートル先の地点に区間内標識を必要により設置するものとする。 4 道路標識「特定の種類の車両の通行区分(327の2)」の車両の記号及び補助標識「車両の種類(503-B・C)」を附置する場合の記号は左向きとするものとする（図例参照）。
	標識	図例 ① 大型貨物自動車等を対象として時 ② 最大積載量4 t以上の貨物自動車を対象とする場合 間を指定する場合 対象とする場合  

設置基準	道路標識	設置方法	③ 大型貨物自動車等を対象として片側2車線の一般道路において第二通行帯を指定する場合 	④ 二輪の自動車・一般原動機付自転車を対象とする場合 
		設置場所	車両の種類を特定して通行の区分を指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点	
	道路標示	設置方法	1 当該通行区分の始まりの地点の付近又は道路及び交通の状況により必要と認められる区間内の地点に道路標示「特定の車両の通行区分(109の4)」を設置するものとする。 2 道路標示「特定の車両の通行区分(109の4)」によって規制を行う場合には、第3章第3の8の(1)のイに示す車両の種類の略称を用いて行うものとする。	

第18 特定の種類の車両の通行区分の指定（高速自動車国道等）

規 制 実 施 基 準	規制目的		高速自動車国道及び自動車専用道路における特定の種類の車両の通行区分の規制は、車両通行帯の設けられた高速自動車国道等において、車両の種類を特定して通行の区分を指定することにより、交通の安全と円滑を図る。
	根拠等		法第20条第2項 標識 327の2 標示 109の4  
	対象道路		片側3車線以上の車両通行帯の設定された高速自動車国道又は自動車専用道路の本線車道
	対象		原則として大型貨物自動車等とする。ただし、交通の実態等を勘案して必要により他の車両を対象とすることができる。
	留意事項		1 原則として第一通行帯を指定するものとする。 2 法第20条第1項に基づく車両通行帯の通行原則だけでは、交通の安全と円滑が確保できない場合に実施すること。 3 片側3車線以上の区間が10キロメートルに満たない区間には、原則として実施しないこと。 4 インターチェンジ等の流出入ランプが本線の右側に設置されている区間には、原則として実施しないこと。 5 本規制を実施することにより、騒音、振動等の交通公害が発生する等、交通環境への影響を及ぼすおそれのある区間では実施しないこと。 6 本規制を実施する場合には、複数の車両に対する指定は行わないこと。 7 車両通行帯の意思決定が別途行われていること。
設 置 基 準	道路標識	設置場所	車両の種類を特定して通行の区分を指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点
		設置方法	第17 特定の種類の車両の通行区分の指定（一般道路）に同じ。
	道路標示	設置場所	車両の種類を特定して通行の区分を指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点
		設置方法	第17 特定の種類の車両の通行区分の指定（一般道路）に同じ。

第19 けん 牽引自動車の高速自動車国道通行区分の指定

規 制 実 施	規制目的	けん 牽引自動車の高速自動車国道通行区分規制は、車両通行帯の設けられた高速自動車国道の本線車道において、重被けんけんけん牽引車をけんけんけん牽引しているけんけんけん牽引自動車の通行の区分を指定することにより、交通の安全と円滑を図るとともに、騒音、振動等による交通公害を防止する。	
	根拠等	法第75条の8の2第3項 標識 327の3 標示 109の5  	
	対象道路	車両通行帯の設定された高速自動車国道の本線車道において、騒音、振動等の交通公害が発生し、沿道住民へ影響を及ぼしている道路又はそのおそれのある道路	
	対 象	重被けんけんけん牽引車をけんけんけん牽引しているけんけんけん牽引自動車	
	留意事項	1 第一通行帯以外の車両通行帯を指定すること。 2 実施区間はおおむね10キロメートル以上になるようにすること。 3 インターチェンジ等の流出入ランプに十分配慮して実施すること。 4 車両通行帯の意思決定が別途行われていること。	
設 置 基 準	道 路 標 識	設置場所	重被けんけんけん牽引車をけんけんけん牽引しているけんけんけん牽引自動車の通行の区分を指定する高速自動車国道の区間の前面及び高速自動車国道の区間内の必要な地点
		設置方法	1 原則としてオーバー・ヘッド方式によるものとするが、道路の状況等によりこれによりがたい場合は、オーバー・ハング方式、路側方式又はその他の方式（歩道橋、跨道橋等に共架）によることができる。 2 本規制区間の始まり及び終わりの地点には、当該通行区分が設けられている車道の部分の上方に始点標識及び終点標識を設置するものとする。この場合、始点標識には補助標識「始まり(505-B)」、終点標識には補助標識「終わり(507-B・C)」をそれぞれ附置するものとする。ただし、終わりの地点に道路標示「終わり(115)」を用いる場合は、終点標識の設置は、これを省略することができる。 3 本規制区間内に、これと合流する道路がある場合には、道路及び交通の状況を勘案して、本線車道との合流点において本道路標識の視認性が十分に確保できる位置に、区間内標識を必要により設置するものとする。
	道 路 標 示	設置場所	重被けんけんけん牽引車をけんけんけん牽引しているけんけんけん牽引自動車の通行の区分を指定する高速自動車国道の区間の前面及び高速自動車国道の区間内の必要な地点
		留意事項	当該通行区分の始まりの地点の付近又は道路及び交通の状況により必要と認められる区間内の地点に、道路標示「けんけんけん牽引自動車の高速自動車国道通行区分(109の5)」を設置するものとする。

第20 けん 牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間

規 制 実 施	規制目的	車両通行帯の設けられた自動車専用道路の本線車道において、重被けん引車をけん引しているけん引自動車が第一通行帯を通行しなければならない区間を指定することにより、交通の安全と円滑を図る。	
	根拠等	法第75条の8の2第2項	標識 327の6 標示 109の8
	対象道路	片側2車線以上の車両通行帯の設定された自動車専用道路の本線車線で、原則として次のいずれかに該当する道路 1 高速自動車国道と接続している自動車専用道路で、高速自動車国道の法定の通行区分と齊一化を図る必要のある道路 2 高速自動車国道とは接続していないが、交通事故実態等から重被けん引車をけん引しているけん引自動車の通行区分を第一通行帯に指定する必要がある道路	
	対 象	重被けん引車をけん引しているけん引自動車	
	留意事項	1 法第20条第1項に基づく車両通行帯の通行原則だけでは、交通の安全と円滑が確保できない場合に実施すること。 2 実施区間（高速自動車国道と接続している自動車専用道路は高速自動車国道区間との計）はおおむね10キロメートル以上になるようにすること。 3 インターチェンジ等の流出入ランプが本線の右側に設置されている区間には、原則として実施しないこと。 4 本規制を実施する場合には、騒音、振動等の交通公害が発生するなど、交通環境への影響について配慮すること。 5 車両通行帯の意思決定が別途行われていること。	
設 置	道路標識	設置場所	本規制区間に係る第一通行帯の前面及び当該第一通行帯内の必要な地点
		設置方法	第19 けん 牽引自動車の高速自動車国道通行区分の指定に同じ。
基 準	道路標示	設置場所	本規制区間に係る第一通行帯の前面及び当該第一通行帯内の必要な地点
		設置方法	第19 けん 牽引自動車の高速自動車国道通行区分の指定に同じ。

第21 路線バス等優先通行帯

規 制 実 施 基 準	規制目的	路線バス等以外の自動車に対し、路線バス等が後方から接近してきた場合に交通の混雑のため優先通行帯から出ることができないこととなるときは、当該車両通行帯を通行してはならず、また、後方から路線バス等が接近してきたときは、その正常な運行に支障を及ぼさないように、速やかに当該車両通行帯の外に出なければならない義務を課して路線バス等の定時、定速走行を確保することにより、マイカー利用者のバス利用を促進し、都市における自動車交通量を抑制する。	
	根拠等	法第20条の2第1項	標識 327の5 標示 109の7  
	対象道路	原則として次のいずれにも該当する車両通行帯の設けられた道路 1 交通量が多く、路線バス等の運行に著しく支障があり、路線バス等の優先通行を確保する必要がある道路 2 片側2車線以上の道路（中央線変移を実施する場合を含む。）又は2車線以上の一方通行路	
	対 象	1 路線バス 2 通学通園バス 3 その他特に必要と認める人又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車	
	留意事項	1 原則として第一通行帯を指定すること。 なお、次の場合は、第一通行帯以外を指定することができる。 (1) 片側3車線以上の道路の第一通行帯を自転車又は二輪車の専用通行帯として指定した道路の区間においては、原則として第二通行帯を指定すること。 (2) (1)の場合のほか、停車車両、緩速車両、左折車両といった車両が多く、これらにより第一通行帯の占有率が高い場合には、第一通行帯以外を指定することができる。 (3) 道路の左側部分（一方通行となっている道路にあっては、当該道路）に3以上の車両通行帯が設けられている区間で、優先通行帯を設ける区間内にバス停留所がなく、仮にある場合でも進路変更、右折及び左折等が容易にできる区間においては、中央線寄りの最も右側（一方通行となっている道路にあっては、その最も右側）の車両通行帯に優先通行帯を指定することができる。 2 本規制の実施に伴う効果、一般交通、沿道住民への影響等を十分検討するとともに、う回路対策を推進すること。 3 駐(停)車禁止及び他の道路からの車両の進入規制の実施を検討するとともに、バス優先のための信号機等の高度化及び公共車両優先システム（PTPS）の積極的な導入を図ること。 4 優先通行帯の始点付近における渋滞を防止するため、始点の位置及び始点付近の導流化等の措置を行うこと。 5 優先通行帯の実施に当たっては、事前に道路管理者の意見を聴くとともに、地方運輸局（運輸支局等）、バス事業者との連携を密にし、路線バス等の運行経路、バス停の設置箇所及び設置間隔等について十分に調整を行い、必要な措置をとること。 6 バスの運行状況、利用状況及び一般交通量の変化等から本規制が交通実態に合わなくなった場合は、専用通行帯への変更等の見直しを行うこと。 7 車両通行帯の意思決定が別途行われていること。 8 規制時間は、必要な時間帯とし、原則として日曜・休日を除き、必要により土曜日についても除外すること。 9 優先通行帯において二輪を通行させる必要がある場合は、二輪を対象車両から除外する措置をとることができる。	
設置基準	設置場所	路線バス等の優先通行帯の前面及び路線バス等の優先通行帯内の必要な地点	
	設置方法	1 原則としてオーバー・ハング方式によるものとするが、道路の状況等によりこれによりがたい場合は、オーバー・ヘッド方式又はその他の方式（歩道橋、跨道橋等に共架）によることができる。 2 本規制区間の始まり及び終わりの地点においては、当該通行帯が設けられている車道の部分の上方に始点標識及び終点標識をそれぞれ設置するものとする。この場合、始点標識には	

設置基準	道路標識	設置方法	補助標識「始まり(505-B)」、終点標識には補助標識「終わり(507-B・C)」をそれぞれ附置するものとする。ただし、終わりの地点に道路標示「終わり(115)」を用いる場合は、終点標識の設置を省略することができる。 3 補助板の用い方は、次によるものとする。 (1) 対象車両を路線バス、通学通園バスに限定する場合は、補助標識を附置しないものとする。 (2) 令第10条の規定により公安委員会が優先通行できる自動車を指定する場合は、補助標識「車両の種類(503-A)」を附置し、その車両の種類を表示は、補助板の用い方に示す車両の種類略称を用いて行うものとする（例えば、「通勤送迎バス」の優先通行を認める場合の補助板の表示は、「路線バス・通学通園バス・通勤送迎バス」とする。）。 4 同一の区間で、時間帯を分けて優先通行帯の規制と専用通行帯の指定の規制を行う場合には、原則として、可変式の道路標識を用いるものとする。
	設置場所		路線バス等の優先通行帯の前面及び路線バス等の優先通行帯内の必要な地点
	道路標識	設置方法	同一の区間で、時間帯を分けて優先通行帯の設置と専用通行帯の指定の規制を行う場合には、次の図例により設置するものとする。 図例
カラー舗装			カラー舗装については、次によるものとする。 1 設置する場合 バスレーンのカラー舗装は、路線バス等優先通行帯において、一般ドライバーにバスレーンの存在を明確にして路上駐車やレーン内への進入を抑制し避讓義務を確認させる等により、交通事故の抑止を目的として行うものであり、交通管理上有効と認められる場合には、道路管理者と緊密な連携の下に、必要に応じて設置すること。 2 色 (1) カラー舗装の色は、茶色系を基本とするものとする。景観保全等の観点から、地元の意向等によりこれ以外の色を使う場合においても、道路標示等の色（白、黄色）と同系色を用いてはならない。 (2) また、同一市町村におけるバスレーンの色は、同系色とすることが望ましい。また、バスレーンが連続して他の市町村にも及ぶ場合は調整の上、同系色とすること。 3 その他 (1) 信号設置交差点に設けられた横断歩道及び自転車横断帯は、停止線から内側を含め、カラー舗装を行わないこと。 (2) 信号機の設置されている交差点、交差道路が多車線道路である交差点及びバスレーンが右折して設けられている交差点は、原則としてカラー舗装を行わないこと。 (3) バスレーンのカラー舗装を行う道路に設置されているバスベイについては、バスベイ内の道路及び交通の状況等を踏まえ、カラー舗装をすべきか否かを判断すること。

第22 専用通行帯（普通自転車専用通行帯を除く。）

規 制 実 施 基 準	規制目的	特定の車両が通行しなければならない専用通行帯を指定し、かつ、他の車両（当該特定の車両が普通自転車以外の車両である場合にあっては小型特殊自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。）が通行しなければならない車両通行帯として専用通行帯以外の車両通行帯を指定し、交通の安全と円滑を図る。
	根拠等	法第20条第2項 標識 327の4 標示 109の6   
	対象道路	車両通行帯の設けられた道路で、原則として次のいずれかに該当する道路 1 交通量が多く、路線バス等輸送効率の高い車両の正常な運行に著しく支障を及ぼすおそれのある道路 2 自動二輪車等の特定の車両の交通量が多く、他の車両と分離して、交通の安全を確保する必要がある道路
	対 象	1 バス 2 バス以外の特定の車両（自動二輪車等）。ただし、車両通行帯の数、バスペイの設置等道路の状況、地域の交通実態等により、特に必要な場合に限る。
	留意事項	1 原則として第一通行帯を指定すること。 2 車両通行帯の意思決定が別途行われていること。 3 路線バス等専用通行帯の実施に当たっては、第21 路線バス等優先通行帯の項を準用する。
設 置 基 準	設置場所	専用通行帯の前面及び専用通行帯内の必要な地点
	設置方法	1 原則としてオーバー・ハング方式によるものとするが、道路の状況等によりこれによりがたい場合は、オーバー・ヘッド方式又はその他の方式（歩道橋、跨道橋等に共架）によることができる。 2 本規制区間の始まり及び終わりの地点においては、当該通行帯が設けられている車道の部分の上方に始点標識及び終点標識をそれぞれ設置するものとする。この場合、始点標識には補助標識「始まり(505-B)」、終点標識には補助標識「終わり(507-B・C)」をそれぞれ附置するものとする。ただし、終わりの地点に道路標示「終わり(115)」を用いる場合は、終点標識の設置を省略することができる。 3 標示板の用い方 道路標識「専用通行帯(327の4)」の車両の記号は例示であるので次によるものとする。 (1) 記号を用いて対象車両を表示する標示板 ア 対象となる車両の種類が一つである場合は、記号を用いて対象車両を表示する。 イ バス以外の車両の専用通行帯の場合には、二輪等の記号を用いるものとする。 ウ 路線バス、通学通園バス及び通勤送迎バスを対象にしようとする場合は、標示板に「バス」の記号を表示した上で、「路線バス」、「通学通園バス」及び「通勤送迎バス」を表示した補助標識「車両の種類(503-A)」を附置するものとする（図例(1)参照）。 (2) 文字を用いて対象車両を表示する標示板 ア 対象となる車両の種類が複数である場合は、文字を用いて対象車両を表示する。 イ 標示板に表示する文字は、原則として、対象車両の名称については4字以内、対象車両の種類は3（行）以内とするものとする。 ウ 路線バス、通学通園バス、通勤送迎バス及びタクシーを対象にしようとする場合は、標示板に「バス」及び「タクシー」を文字で表示した上で、「路線バス」、「通学通園バス」及び「通勤送迎バス」を表示した補助標識「車両の種類(503-A)」を附置するものとする（図例(2)参照）。

設置基準	道路標識	設置方法	図例(1) 	図例(2) 
		設置場所	専用通行帯の前面及び専用通行帯内の必要な地点	
	道路標示	設置方法	第21 路線バス等優先通行帯に同じ。	
		カラー舗装	第21 路線バス等優先通行帯に同じ。	

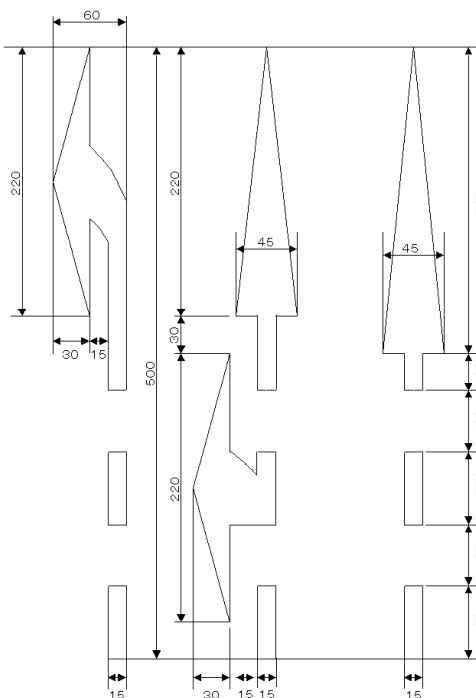
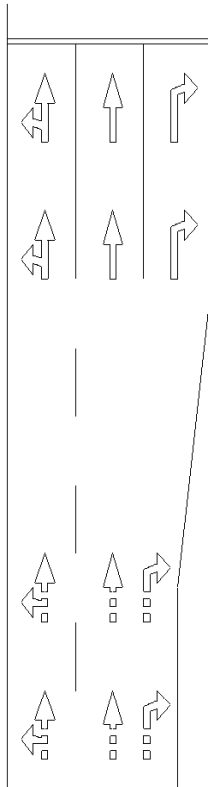
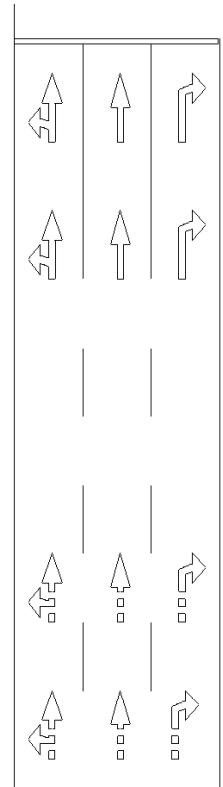
第23 普通自転車専用通行帯

規 制	規制目的	普通自転車が通行しなければならない専用通行帯を指定し、かつ、特定小型原動機付自転車及び軽車両以外の車両が通行しなければならない車両通行帯として普通自転車専用通行帯以外の車両通行帯を指定することにより、車道上に普通自転車が専用で通行する自転車走行空間を確保し、交通の安全と円滑を図る。	
	根拠等	法第20条第2項 標識 327の4、327の4の2 標示 109の6	  
	対象道路	自転車交通量が多い等、自転車と他の車両を分離し、車道上に自転車が専用で通行する自転車走行空間を確保する必要がある、かつ、自動車交通量等の交通実態や道路幅員等の道路状況から、普通自転車専用通行帯の設置が他の交通への妨害とはならないと認められる道路	
	対 象	普通自転車並びに特定小型原動機付自転車及び軽車両以外の車両	
実 施 基 準	留意事項	1 原則として第一通行帯を指定するものとする。 2 車両通行帯の意思決定が別途行われていること。 3 普通自転車専用通行帯の幅員は1.5メートル以上を確保することが望ましいが、道路の状況によりやむを得ない場合は1.0メートル以上1.5メートル未満とすることができる。ただし、幅員が1.0メートル以上1.5メートル未満となり、舗装面に凹凸があるため自転車の運転にふらつきが生じるなど、自転車の安全な通行が確保できない場合は本規制を実施しないこと。 4 自動車交通量が多い、大型車混入率が高いなど、車道上における自転車の通行が危険な道路においては、自転車の安全確保を図るために十分な幅員を確保できない場合には本規制を実施しないこと。 5 積雪により普通自転車専用通行帯における自転車の通行に支障をきたす場合には本規制を実施しないこと。 6 交差点及びその付近において、左折自動車等との交錯の危険がある場合は、普通自転車の交差点進入禁止規制を実施する等の措置をとること。 7 駐停車車両により普通自転車専用通行帯における自転車の通行に支障をきたすおそれがある場合は、駐停車対策を併せて検討すること。 8 特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可規制と本規制の併用は、原則として実施しないこと。 9 区画線等の道路改良を伴う場合もあることから、道路管理者と事前に十分な調整を図ること。 10 自転車利用者、自動車及び原動機付自転車の運転者に通行方法の周知を図ること。	
設 置 基 準	道 路	設置場所	1 道路標識「専用通行帯(327の4)」 普通自転車専用通行帯の前面及び普通自転車専用通行帯内の必要な地点 2 道路標識「普通自転車専用通行帯(327の4の2)」 普通自転車専用通行帯の前面及び普通自転車専用通行帯内の必要な地点における左側の路端
	道 路	設置方法	1 道路標識「専用通行帯(327の4)」 (1) 原則としてオーバー・ハング方式によるものとするが、道路の状況等によりこれによりがたい場合は、オーバー・ヘッド方式又はその他の方式（歩道橋、跨道橋等に共架）によることができる。 (2) 本規制区間の始まり及び終わりの地点においては、当該通行帯が設けられている車道の部分の上方に始点標識及び終点標識をそれぞれ設置するものとする。この場合、始点標識には補助標識「始まり(505-B)」、終点標識には補助標識「終わり(507-B・C)」をそれぞれ附置するものとする。ただし、法定外表示（カラー舗装）があり、かつ、始まりの地点に道路標示「専用通行帯(109の6)」を用いる場合は、始点標識を省略することができる。また、終わりの地点に道路標示「終わり(115)」を用いる場合は、終点標識を省略することができる。 (3) 区間内標識又は道路標示「専用通行帯(109の6)」のうち少なくともいずれか1つを400メートルの間隔で設置することとするほか、総則に定めるところによるものとする。 2 道路標識「普通自転車専用通行帯(327の4の2)」 (1) 歩道がある場合は車道寄りの路端、歩道がない場合は車道からの視認性が確保できる路

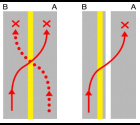
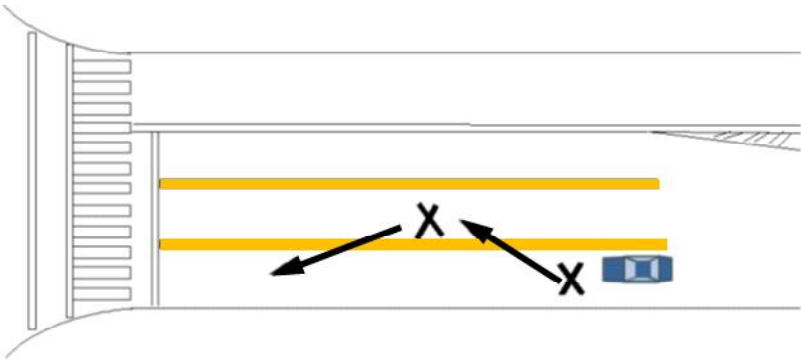
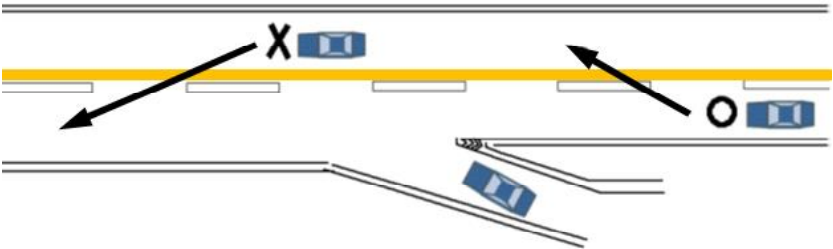
設置基準	道路標識	設置方法	端に原則として路側方式により設置するものとする。ただし、道路及び交通の状況から、道路標識を路端に設置しても視認性を確保することができない場合には、道路標識「普通自転車専用通行帯（327の4の2）」は設置せず、道路標識「専用通行帯（327の4）」を設置するものとする。 (2) 本規制区間の始まり及び終わりの地点においては、始点標識及び終点標識をそれぞれ設置するものとする。この場合、始点標識には補助標識「始まり(505-A・B)」、終点標識には補助標識「終わり(507-A・B・C)」をそれぞれ附置するものとする。ただし、法定外表示（カラー舗装）があり、かつ、始まりの地点に道路標示「専用通行帯（109の6）」を用いる場合は、始点標識を省略することができる。また、終わりの地点に道路標示「終わり(115)」を用いる場合は、終点標識を省略することができる。 (3) 区間内標識又は道路標示「専用通行帯（109の6）」のうち少なくともいずれか1つを400メートルの間隔で設置することとするほか、総則に定めるところによるものとする。
		留意事項	普通自転車専用通行帯の幅員が2.75メートル以上で道路標識「普通自転車専用通行帯(327の4の2)」を設置する場合は、道路標示を密に設置する、カラー舗装を実施する等、自転車専用通行帯の明確化を図ること。
	道路標示	設置場所	普通自転車専用通行帯の前面及び普通自転車専用通行帯内の必要な地点
		設置方法	1 区間内標識又は道路標示「専用通行帯（109の6）」のうち少なくともいずれか1つを400メートルの間隔で設置することとするほか、総則に定めるところによるものとする。 2 道路標識「普通自転車専用通行帯(327の4の2)」を設置する場合は、始点標識に道路標示「専用通行帯(109の6)」を併設するものとする。
法定外表示（カラー舗装）			法定外表示（カラー舗装）については、次によるものとする。 1 設置する場合 普通自転車専用通行帯のカラー舗装は、自動車及び一般原動機付自転車の運転者に普通自転車専用通行帯の存在を明確にして路上駐車や当該通行帯への進入等を抑制すること等により、交通事故の抑止を目的として行うものであり、交通管理上有効と認められる場合には、原則として設置すること。 2 様式及び色 様式については、図例によるものとする。カラー舗装の色は、原則として青色系とする。景観保全等の観点から、地元の意向等によりこれ以外の色彩を使う場合においても、道路標示等の色（白、黄色）と同系色を用いてはならない。 3 その他 カラー舗装は普通自転車専用通行帯の全部分ではなく、一部分に実施してもよい。 図例 普通自転車専用通行帯の路面表示等 (1) カラー舗装 (2) 自転車ピクトグラム

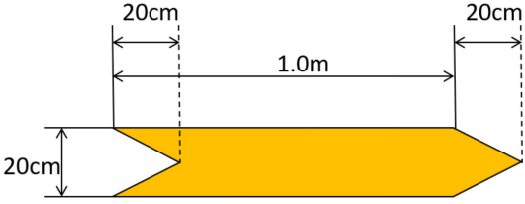
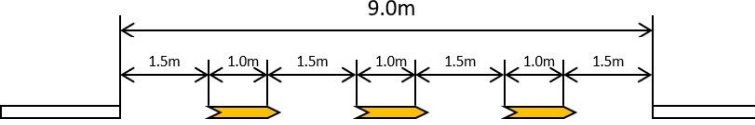
第24 進行方向別通行区分

規 制 実 施 基 準	規制目的	車両通行帯の設けられている道路において、車両（特定小型原動機付自転車、軽車両及び二段階右折をすることとされている交差点において右左折する一般原動機付自転車を除く。）が交差点で進行する方向に関する通行の区分を指定することにより、交通流の整序化を図り、もって交通の安全と円滑を図る。	
	根拠等	法第35条第1項 標識 327の7-A～D 標示 110	
	対象道路	原則として次のいずれかに該当する車両通行帯の設けられた道路 1 特定の方向に進行する車両が多く、交差点で進行方向を指定する必要がある道路 2 左折又は右折する車両が通行すべき車両通行帯を2以上指定する必要がある道路 3 右折専用通行帯を設置する必要がある道路 (1) 中央分離帯の切削又は中央線を変移することにより、右折専用通行帯を確保できる交差点 (2) 交差点の先の道路が狭く、又はくい違いのため道路中央寄りを通行している車両を直進させることが危険な交差点 4 左折専用通行帯を設置する必要がある道路 (1) 歩道寄り車道の一部分を拡幅して、左折専用通行帯ができる交差点 (2) 交差点の先の道路が狭く、又はくい違いのため歩道寄りを通行している車両を直進させることが危険な交差点 (3) 常時左折可の交差点又は左折の「青色灯火の矢印」信号を設置している交差点	
	対象	車両（特定小型原動機付自転車、軽車両及び二段階右折をすることとされている交差点において右左折する一般原動機付自転車を除く。）	
	留意事項	1 本規制は、交通量、交通流、車線数、交差点前方の道路状況を勘案して実施すること。 2 車両通行帯の意思決定が別途行われていること。 3 規制区間は、交差点の手前おおむね30～50メートルを基準とし、道路交通状況に応じて、短縮又は延長すること。 4 必要に応じて本規制と併せて中央線変移、進路変更禁止及び右左折の方法等の規制を実施すること。ただし、進路変更禁止規制については、規制を行う区間又はその直近に交差点があるなど、適切でないと判断される場合には、これを行わないこと。 5 規制の実施に当たり、車線数の増加、方向別案内標識等が整備されるように努めること。	
	設置基準	道路標識	設置場所 車両が交差点で進行する方向に関する通行の区分を指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点 設置方法 1 本規制は、原則として道路標示により行うこととし、交通量が著しく多いため道路標示が読み取りにくくなるおそれがある場合など必要に応じ道路標識を設置するものとする。 2 道路標識を設置する場合は、道路標識「進行方向別通行区分（327の7-B～D）」をオーバー・ヘッド方式により設置するものとする。ただし、やむを得ない場合は、道路標識「進行方向別通行区分（327の7-A）」をオーバー・ハング方式により設置するものとする。 3 時間を限って右折等を禁止している交差点の手前の区間について、本規制を実施する場合は、原則として可変標識を用いるものとする。 留意事項 道路及び交通の状況により必要がある場合は、道路標識「規制予告（409-A）」を設置すること。
設置基準	道路標示	設置場所	車両が交差点で進行する方向に関する通行の区分を指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点
	道路標示	設置方法	道路標示の矢印の設置場所は、当該指定区間の前面及び区間内の必要な地点とする。

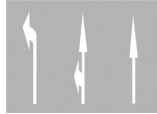
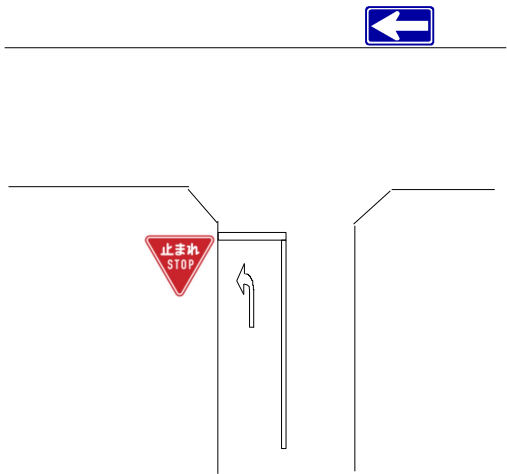
法定外表示	法定外表示については、次によるものとする。 1 設置する場合 「車両通行帯」及び「進行方向別通行区分」の規制標示が設置されている場所において、必要に応じて、「進行方向別通行区分」の予告表示を行うこと。 2 様式と色 様式については、図例のとおりとする。設置されている「進行方向別通行区分」の規制標示の様式及び数に対応した様式及び数の「進行方向別通行区分」の予告表示を設置するものとし、色は白色とする。 3 その他 車線数の変更がない場合は「進行方向別通行区分」の矢印と同じものの予告表示をその車線ごとに表示し、車線数の変更（増設）のある場合は「進行方向別通行区分」の矢印と同じものの予告表示を、車線数が変更（増設）される前にその車線に並列させて設置すること。 図例 「進行方向別通行区分」の予告表示 寸法図  標準位置図 車線数変更あり  車線数変更なし 
--------------	--

第25 進路変更禁止

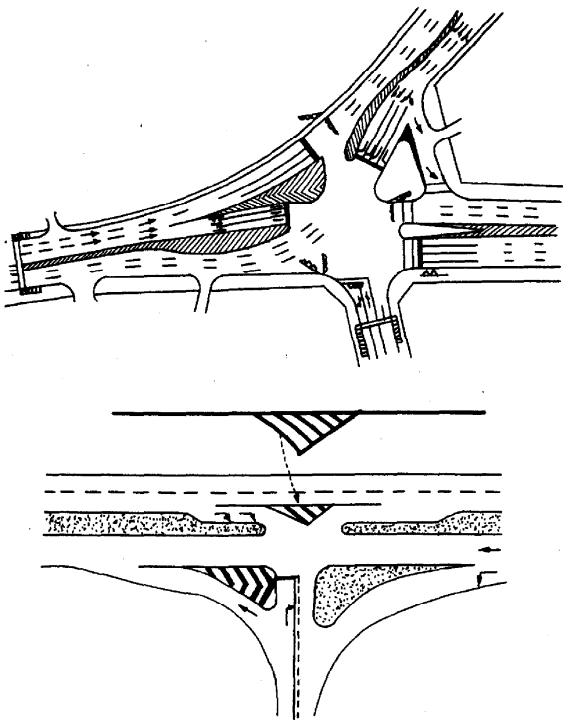
規 制 実 施 基 準	規制目的	車両通行帯を通行している車両が進路を変えることにより生じる交通の危険を防止するとともに、適正な交通流の確保を図る。
	根拠等	法第26条の2第3項 標示 102の2 
	対象道路	原則として次のいずれかに該当する車両通行帯の設けられた道路 1 進行方向別通行区分規制が行われている交差点付近で必要な場所 2 横断歩道又は自転車横断帯の手前で、特に必要な場所 3 カーブ、勾配の急な坂、トンネル又はその付近等の道路で進路変更が特に危険な場所 4 分岐・合流点付近における割り込みを防止するため、特に必要な場所 5 屈曲部等で、進路変更による交通の危険が認められる場所
	対 象	車両
	留意事項	1 交差点の手前に実施する場合の規制区間は、おおむね30メートルとすること。ただし、進行方向別通行区分規制と併せて実施する場合は、30メートル以上の区間とすることができる。 2 車両通行帯の意思決定が別途行われていること。
設 置 基 準	設置場所	車両の進路の変更を禁止する道路の区間
	設置方法	1 並行している車両通行帯の双方から進路の変更を禁止する場合は、車両通行帯境界線の真上に黄色の実線を設置するものとする（図例(1)参照）。 2 並行している車両通行帯の一方のみからの進路の変更を禁止する場合は、進路の変更を禁止する側の車両通行帯境界線の内側に黄色の実線を設置するものとする（図例(2)参照）。 図例(1) 並行している車両通行帯の双方からの進路の変更を禁止する場合  図例(2) 並行している車両通行帯の一方からの進路変更を禁止する場合 
	留意事項	夜間における道路標示の視認性を確保するため、道路照明等が整備されるように努めるほか、高輝度道路標示の設置を考慮すること。

法定外表示	法定外表示については、次によるものとする。 1 設置する場合 進路変更禁止の規制区間の手前において、道路及び交通の状況等により、注意喚起することが望ましい場合には、必要に応じて設置すること。 2 様式及び色 様式については、図例によるものとし、色は黄色とする。 3 その他 注意喚起を必要とする区間における車両通行帯境界線（破線）のペイント等がない部分に設置すること。 図例 「進路変更禁止」の予告表示 寸法図  標準位置図  ※車両通行帯境界線の間隔が9.0mの場合
--------------	--

第26 進行方向

規 制 実 施 基 準	規制目的	車両が進行できる方向を示し、交通の安全と円滑等を図る。	
	根拠等	法第4条第1項	標示 204 
	対象道路	原則として次のいずれかに該当する道路 1 法第8条に基づく車両通行止め、一方通行等の規制の補助的手段として実施する必要がある道路 2 その他交通の安全と円滑を図るため車両の進行できる方向を示す必要がある道路	
	対象	車両	
	留意事項	1 進行方向別通行区分の規制とは異なるものであることに留意すること。 2 本標示は、指示標示であり、車両の通行を制限するものではないので、その取扱いに誤りがないようにすること。	
設 置 基 準	設置場所	車両が進行することができる方向を示す必要がある地点	
	設置方法	法第8条に基づく車両通行止め、一方通行等の規制の補助手段として実施する必要がある場合の設置方法は、次の図例によるものとする。 図例 	

第27 導流帯

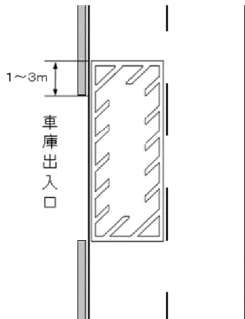
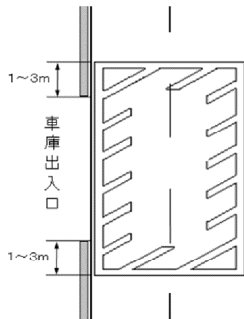
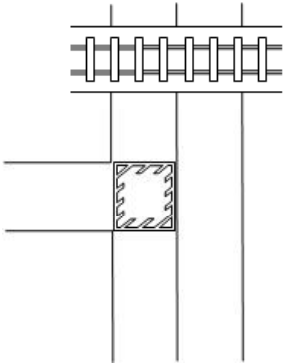
規 制 実 施 基 準	規制目的	車両の安全かつ円滑な走行を誘導する。
	根拠等	法第4条第1項 標示 208の2 
	対象道路	車両の安全かつ円滑な走行を誘導する必要がある場所で、次のいずれかに該当する道路 1 交差点が広すぎるため、交差点を通行する車両の走行位置が不安定で交差点の処理能力が低下し、又はこれに起因する交通渋滞若しくは交通事故が発生するおそれのある道路 2 交差点が変形又は複雑であるため、車両の交錯が多く、これに起因する交通渋滞又は交通事故が発生するおそれがある道路 3 車線数が減少する場所その他道路の形状及び交通の状況からみて安全かつ円滑な走行を誘導する必要があると認められる道路
	対 象	車両
	留意事項	1 交通実態、道路構造等により、必要により停止線、進行方向、車両通行帯、進路変更禁止等の規制を実施すること。 2 安全対策上、車両の立入を禁止する必要がある場合は、立入り禁止部分規制を実施すること。
設 置 基 準	設置場所	車両の走行を誘導する必要がある場所
	設置方法	交差点及びその付近等において、交錯する交通の流れを分離し、車両の安全かつ円滑に一定の進路に誘導する必要がある場合に設置するものとする（図例(1)参照）。 図例(1) 

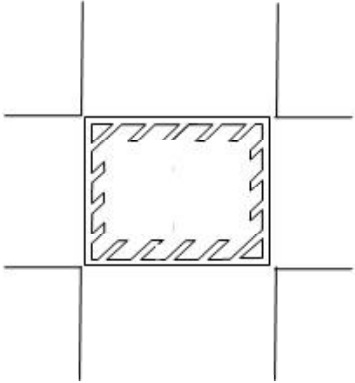
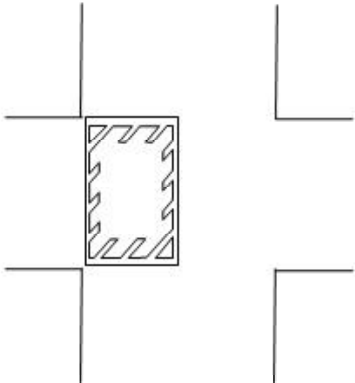
設置基準	道路標示	設置方法	道路構造、道路利用実態等から暫定的な交通安全対策として、車道中央部に導流帯を設置する場合は、道路の中央を明確にするため道路標示「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止(102)」又は「中央線(205)」(実線のものに限る。)を設置するものとする(図例(2)参照)。 図例(2) 導流帯 5~10cm 導流帯 追越しのための右側部分はみ出し通行禁止 又は「中央線」
			留意事項 交差点等の改良(角切りの改良、交通島の設置等)や中央分離帯等の設置等がなされるように努めること。また、違法駐車防止等を図る必要がある場合は、ポストコーン等の設置がなされるように努めること。

第28 立入り禁止部分

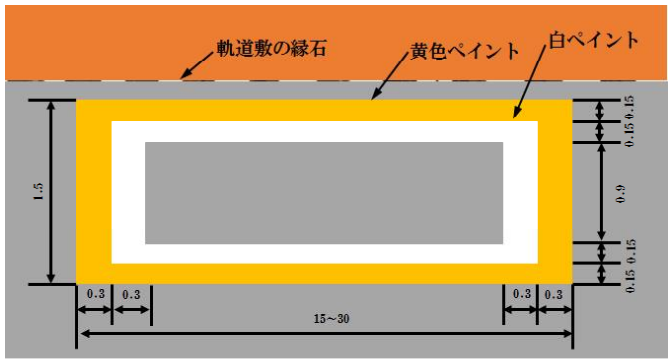
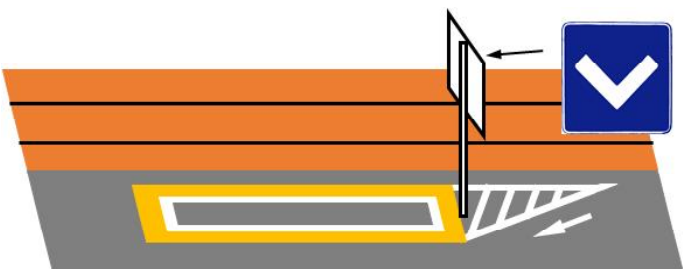
規 制 実 施 基 準	規制目的	車両の通行の用に供しない道路の部分指定することにより、車両の立入を禁止し、交通の安全と円滑を図る。	
	根拠等	法第17条第6項	標示 106 
	対象道路	原則として次のいずれかに該当する道路の部分 1 見通しの悪いカーブ、その他道路形状等から車両の衝突等の危険の高い場所 2 車線数が減少する場所、中央線が変移する場所その他危険防止上交通の導流が特に必要である場所	
	対 象	車両	
	留意事項	1 本規制は、物理的、構造的な措置ができず、特に危険が大きいと認められる場所について実施すること。 2 道路形状、交通量、交通流、車両の走行軌跡等の基礎調査を十分に行い、車両の安全かつ円滑な走行を誘導するため効果的に実施すること。 3 夜間等における本標示の視認性を確保するため、道路照明等の整備がなされるように努めること。 4 真に必要な場合以外は、本規制を中央分離帯に代わるものとして設置しないこと。	
設 置 基 準	道 路	設置場所	車両の通行の用に供しない道路の部分であることを表示する場所
	標 示	設置方法	道路構造、道路利用実態等から中央分離帯に代わる暫定的な交通安全対策として本規制を車道中央部に設置する場合は、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止の規制を実施しないこと。 なお、この場合は、道路の中央が不明確となるため、実施に当たっては、慎重に判断すること。

第29 停止禁止部分

規 制 実 施 基 準	規制目的	前方の車両等の状況により停止することとなるおそれがあるときは入ってはならない道路部分を区画することにより、道路の特定部分における車両等の停止を禁止し、交通の安全と円滑を図る。
	根拠等	法第50条第2項 標示 107 
	対象道路	原則として次のいずれかに該当する道路の部分 1 緊急自動車の出入口付近又はバスターミナルの出入口付近の道路で、信号待ち車列等により、緊急自動車の出動等や路線バスの正常な運行に支障がある道路の部分 2 バス停留所付近での路線バスの円滑な運行を確保するため、特に必要な部分 3 交通整理の行われていない交差点で、滞留車両による交通障害のため交差道路の安全で円滑な交通に著しい支障がある交差点内の部分 4 滞留車両が踏切まで及ぶため踏切付近の安全空間を確保するなど、特に必要があると認める道路の部分
	対象	車両等
	留意事項	1 緊急性、公益性、交通渋滞の実態等を勘案して、やむを得ない場合に限定して実施すること。 2 停止禁止部分の大きさは必要最小限度とすること。
設 置 基 準	設置場所	停止禁止部分を区画する場所
	設置方法	図例(1) 道路の片側の場合  図例(2) 道路の両側の場合  (注) 「停止禁止部分」の幅は原則として対象車両を格納する車庫出入口の間口の幅とするが、必要により片側又は両側に1～3メートル延長することができる。 図例(3) 交通整理の行われていない交差点の場合 ① 踏切手前の交差点の場合 

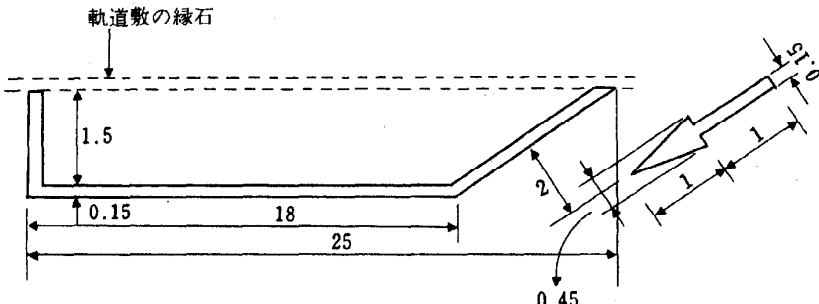
設置基準	道路標示	設置方法	② 交差点全部の場合  ③ 交差点の一部の場合 
------	------	------	--

第30 安全地帯及び安全地帯又は路上障害物に接近

規 制 実 施 基 準	規制目的	1 島状の施設が設けられていない場所において、路面電車に乗降する者又は横断している歩行者の安全を図る。 2 安全地帯又は路上障害物に接近しつつあることを示すことにより、交通の安全を図る。
	根拠等	法第2条第1項第6号 標識 408 標示 207、208
	対象道路	1 路面電車の停留場又は横断歩道が長い広幅員道路等の横断歩道の間地点等で特に必要と認められる道路の部分 2 安全地帯又は路上障害物に接近しつつあることを示す必要がある道路
	対象	車両
	留意事項	1 路面電車の停留場に設置する場合は、道路の状況から島状の施設を設置することができず、かつ、路側等に乗降客の溜まり場がなく、安全確保上、特に必要な場合とする。 2 安全地帯を設ける場所は、その手前に道路標識「安全地帯又は路上障害物に接近(208)」を設置するなどの路面電車乗降者等に対する安全確保対策を確実に実施すること。
設 置 基 準	道路標識	設置場所 安全地帯を設ける場所
	道路標識	設置方法 安全地帯を設ける場所に道路標識「安全地帯(408)」を設置するものとする。
	道路標識	設置場所 1 道路標示「安全地帯(207)」 安全地帯を設ける場所 2 道路標示「安全地帯又は路上障害物に接近(208)」 安全地帯又は路上障害物に接近しつつあることを示す必要がある場所
	道路標識	設置方法 1 道路標示「安全地帯(207)」を設置する場所の手前に、道路標示「安全地帯又は路上障害物に接近(208)」を表示するものとする(図例(1)、(2)参照)。 図例(1) 道路標示の寸法  図例(2) 設置例 

設置基準	道路標示	設置方法	2 次に掲げる場所が必要がある場合は、道路標示「安全地帯又は路上障害物に接近(208)」を設置するものとする。 (1) 安全地帯の手前 (2) 分離帯の手前 (3) Y字形の交差点の正面 (4) 路上に設置された橋脚の手前 (5) 車道の幅員が狭くなっているトンネル等の入口 (6) その他路上障害物の手前
	留意事項		島状の施設を設けて安全地帯を設置する場合を除き、安全地帯には道路標識「安全地帯(408)」及び道路標示「安全地帯(207)」の双方の設置が必要である。

第31 路面電車停留場

規制 実施 基準	規制目的	路面電車の停留場を明示することにより、路面電車に乗降する歩行者の安全を図る。
	根拠等	法第4条第1項 標示 209 
	対象道路	道路幅員に余裕がなく、安全地帯の設置が困難で、走行車両の妨害とならない道路の部分
	留意事項	1 道路状況等から、交通の安全確保上、特にやむを得ない場所に設置すること。 2 路面電車停留場を設置する場合は、速度規制、駐(停)車禁止規制等を実施するなどの路面電車乗降者等に対する安全確保対策を確実に実施すること。
設 置 基 準	設置場所	路面電車の停留場を示す必要がある場所
	設置方法	路面電車の停留場を示す必要がある場所に道路標示「路面電車停留場(209)」を設置するものとする(図例参照)。 図例 
	留意事項	交通が頻繁な道路に乗降客が多い路面電車の停留場がある場合、乗降客の安全を図るため、原則として安全地帯の設置に努めること。

第32 軌道敷内通行可

規 制 実 施 基 準	規制目的	軌道敷のある交通頻繁な道路において、自動車の軌道敷内通行を認めることにより、当該道路における交通容量を増大させ、交通の円滑を図る。
	根拠等	法第21条第2項第3号 標識 402 
	対象道路	次のいずれかに該当する道路 1 交通量が軌道敷を除いた部分の交通容量を超えている道路。ただし、軌道敷が車両の通行に適さない場所等を除く。 2 軌道敷が道路の左側端にあるなど、特に必要な道路
	対 象	自動車
設 置 基 準	留意事項	1 交通の頻繁な道路における車両の通行の円滑化を図るため特に必要がある場合に実施すること。 2 軌道敷の構造、路面電車の運行状況等から軌道敷内の通行を認める自動車が軌道敷内を安全に通行できるかについて十分に検討を行うこと。 3 停留場の位置を明確にするため、道路標示「安全地帯(207)」、「安全地帯又は路上障害物に接近(208)」、「導流帯(208の2)」等を併設するなどの路面電車乗降者等に対する安全確保対策を確実に実施すること。 4 軌道管理者及び道路管理者と協議の上、安全地帯付近の照明、反射材等の夜間衝突防止措置及び軌道敷の路面整備等の安全対策を徹底すること。
	設置場所	自動車軌道敷内を通行することができることとする道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における左側の路端
設 置 基 準	道 路 標 識	1 本規制区間の始まり及び終わりの地点における左側路端に道路標識「軌道敷内通行可(402)」を設置し、始まりの地点に補助標識「始まり(505-A・B)」、終わりの地点に補助標識「終わり(507-A・B・C)」をそれぞれ附置するものとする（図例参照）。 なお、広幅員道路等で特に必要がある場合は、オーバー・ハング方式又はオーバー・ヘッド方式を用いるものとする。 2 軌道敷内の通行を認める自動車の範囲を限定する必要がある場合は、補助標識「車両の種類(503-A)」を附置するものとする。
	設置方法	図例 